

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(案) 等に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法	法又は金商法
企業内容等の開示に関する内閣府令	開示府令
企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令	一部改正府令
企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）	開示ガイドライン
金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ	SWG
金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 中間論点整理」（2025年7月17日）	SWG 中間論点整理
金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 報告」（2026年1月8日）	SWG 報告
サステナビリティ開示ユニバーサル基準（サステナビリティ開示基準の適用）	適用基準
サステナビリティ開示テーマ別基準第2号（気候関連開示基準）	気候基準
サステナビリティ開示ユニバーサル基準（サステナビリティ開示基準の適用） サステナビリティ開示テーマ別基準第1号（一般開示基準） サステナビリティ開示テーマ別基準第2号（気候関連開示基準）	SSBJ 基準 ※3基準の総称
国際サステナビリティ開示基準	ISSB 基準

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
●サステナビリティ開示基準の適用開始に向けた環境整備		
▼全般		
1	<p>今回の制度改正の本質は、未来に向けた試運転である。まずは巨大企業から始め、人的資本開示を全企業に広げ、AIの力を借りて制度を成熟させる。その過程で市民も投資家も、より透明で公平な情報にアクセスできるようになる。</p> <p>サステナビリティとは「持続可能性」。人的資本開示は「人を資本として扱う姿勢」。そしてAIの活用は「持続可能な情報管理」を可能にする。未来の社会では、企業の取組が誰にでも分かりやすく、信頼できる形で示されるようになるだろう。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
2	貴庁がISSB基準と統合的なSSBJ基準の強制開示を推進していることを高く評価する。	本改正に賛同いただき、ありがとうございます。
3	時価総額1兆円未満の企業に対するSSBJ基準の適用義務化の時期について、審議、法改正、施行等のスケジュールを具体的に示してほしい。	SWG報告に記載されているとおり、東京証券取引所プライム市場上場企業のうち、時価総額1兆円未満5,000億円以上の企業については、2029年3月期からSSBJ基準の適用が、その翌年から第三者保証が義務付けられることとされています。 なお、同報告では、時価総額5,000億円未満の企業へのSSBJ基準の適用と第三者保証の導入については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて引き続き検討していくこととされています。
4	SSBJ基準を適用するに当たって、環境省・経済産業省の作成する「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン」を参照して作成してよいか否かを明確にしていきたい。 SSBJ基準が参照しているGHGプロトコルと本ガイドラインでは部分的に考え方に相違があるため。	SSBJ基準を適用するに当たっては、同基準の全ての定めに従った開示を行う必要があります。
5	企業に対して開示させるべき内容については、最小限に留めるべき。特に、温室効果ガス排出量の開示を義務付けることには反対。	貴重なご意見として承ります。
6	SSBJ基準の適用に伴い、準拠状況や、その他事項(重要性評価・将来情報、スコープ3温室効果ガス排出量の推論過程や社内手続等)の記載の必要性は理解できる一方、重要性の評価や将来情報、同排出量は、仮定や見積りに依拠する性質を有しており、適切な記載の範囲や粒度は企業ごとに異なることから、これらの記載は企業の事業の特性や情報の性質を踏まえ、過度に形式的又は詳細にならないよう、運用上の配慮を要望する。	
7	現在、国内では各種法令等に基づき温室効果ガスの算定・報告が求められており、既存の法律と条例の相違点に加え、条例間の相違点にも留意しながら算定を行う必要があります。今回の改正により、既存法令等とは異なる算定・開示が義務化されることに加え、見積値と確定値の双方を管理し、法律や条例ごとにデータを使い分ける必	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>要が生じるため、報告企業の負荷が更に増加することが懸念される。特に、温室効果ガス削減業務と算定・開示業務を同一組織で兼務する企業では、人的リソースが算定・開示に割かれ、削減の取組を加速させることが困難となるおそれがある。</p> <p>こうした状況を踏まえ、関係省庁とも連携しながら、既存制度との整合性を可能な限り確保し、企業の算定・開示に関わる負荷軽減に取り組んでいただきたい。</p>	
8	<p>今回の改正により、温室効果ガスの算定・報告に係る他の関連制度にも影響を及ぼす可能性があるため、関係省庁とも連携しながら、制度間の整合性の確保に努めていただきたい。</p> <p>例えば、再生可能エネルギー価値取引市場におけるFIT証書の調達、温室効果ガス排出量削減のための手法として利用されているが、同市場の最終回が5月末に設定されているため、3月末決算企業では5月末に取得するFIT証書の有価証券報告書への反映がスケジュール上困難となる場合がある。このため、同市場からのFIT証書の調達を進める企業にとっては、事業年度の電力使用量が確定する前にFIT調達を進め、不足が生じないよう余裕を持って買い入れすることが想定される。時価総額が大きい企業ほどエネルギー使用量が大きく、FIT証書の調達規模が大きい可能性があることから、FIT証書の需要を引き上げ、需給をひっ迫させるおそれがある。</p>	
9	<p>温室効果ガスの算定に当たっては、他者から提供されるデータに依存することも多いことから、本改正への円滑な対応とデータの取扱いの効率化のため、関係省庁とも連携しながら、関連業界団体を通じた関係者への制度周知等に取り組んでいただきたい。</p> <p>例えば、有価証券報告書に当該年度のスコープ1、2温室効果ガス排出量を掲載するためには、テナントビルに入居する企業では、オーナーやビル管理会社からのデータ提供が不可欠である一方、現状では年度途中のデータ提供に協力を得られないケースもある。</p>	
▼開示府令第19条の9		
10	開示府令第19条の9では、「サステナビリティ情	「サステナビリティ情報」については、SSBJ基

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	報」の定義がないが、定義付けるべきではないか。	準においても明確な定義が置かれていない状況であることから、開示府令においてその定義付けを行うことは適当でないと考えています。
11	開示府令第19条の9第1項の改正案では有価証券届出書についても平均時価総額が1兆円以上の場合にサステナビリティ関連記載事項の記載が要求されている。この点、上場前の株券に取引所の時価が付くことはないため、実質的に、有価証券届出書についてサステナビリティ関連記載事項(第19条の9第4項の改正案によれば、従来記載が求められていた人的資本関連の開示も含まれる。)は要求されないと考えられるが、その理解で良いか確認させていただきたい。	平均時価総額1兆円以上のプライム市場上場会社が新規に株券や社債についての募集・売出しをする際に、開示府令第二号様式による有価証券届出書を提出する場合には、SSBJ基準に従って「サステナビリティ関連記載事項」を記載する必要があります。
▼開示府令第19条の9第1項		
12	<p>開示府令第19条の9第1項に「法第24条第1項第1号に掲げる有価証券の発行者(金融庁長官が指定する取引所金融商品市場に上場されている株券等の発行者に限る。)」とあるが、当事業年度の末日時点で上場されている市場で判断すればよいか。</p> <p>また、開示府令第二号様式記載上の注意(25)hに「提出会社が第19条の9第1項に規定する取引所金融商品市場に上場されている株券等(第9条第1号に規定する株券等をいう。hにおいて同じ。)の発行者である場合」とあるが、当該注記の要否については当事業年度の末日時点において上場されている市場が当該市場に該当するか否かにより判断すればよいか。</p>	<p>SSBJ基準の適用の要否については、ご理解のとおり、有価証券報告書等を提出しようとする日の属する事業年度の直前事業年度(有価証券報告書等の記載対象となる事業年度)の末日時点で株券等が上場されている市場で判断することになります。</p> <p>開示府令第二号様式記載上の注意(25)hについても、同様に、当該事業年度の末日時点で株券等が上場されている市場が、東京証券取引所プライム市場である場合に、記載が必要になります。</p>
13	<p>開示府令第19条の9第1項の規定の適用を受ける提出会社は、平均時価総額1兆円以上のプライム市場上場企業であるところ、このうちプライム市場に上場していることという要件については、いつの時点での上場が求められるか。</p> <p>有価証券届出書等の提出日時点で上場しているかどうかだけで判断されるとの理解でよいか。</p> <p>開示府令第19条の9第3項の平均時価総額の算定期間の全部又は一部の期間において、当該市場に上場していなかった場合でも、有価証券届出書等の提出日時点で上場していれば開示府令第19条の9第1項の規定の適用を受けるか。</p>	
▼開示府令第19条の9第3項		
14	開示府令において「時価総額」の定義や算出方	「時価総額」については、開示府令第19条の9

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	法を明確化する必要があると考える。改正案では、例えば自己株式を除外するか判断が必要になる。	第3項第1号において「取引所金融商品市場(法第二条第三十二項に規定する特定取引所金融商品市場を除く。)における時価総額」と定義しており、取引所における株価の終値を用いて算定することとなります。
15	平均時価総額の算定に用いる時価はプライム市場が公表した終値に基づいて判定すればよいか、改正開示ガイドライン等において明確化していただきたい。	そのため、SSBJ基準の適用の有無の判断に用いる平均時価総額については、各事業年度の末日における終値に発行済株式数(自己株式含む。)を乗じて得た額(時価総額)により算定することとなります。
16	「時価総額」の定義について明らかにしていただきたい。一般的には、株価×発行済株式総数で計算すると思われるが、あくまで一般的な考え方であり、正式に定義されたものではないとの認識である。例えば、発行済株式数に自己株式を含めるか否かによっても異なるため、実務上の不安や混乱を生じさせないように、改正に伴い、「時価総額」の求め方の定義を明らかにしていただきたい(自己株式は含めるべきではないと考える。)	<p>なお、東京証券取引所における過去分の終値については、同社(日本取引所グループ)のウェブサイトにおいて確認可能であると承知しています。</p> <p><東京証券取引所日報> https://www.jpx.co.jp/markets/statistics-equities/daily/index.html</p>
17	<p>開示府令第19条の9第3項において「平均時価総額」の算定方法が規定されているが、この算定において、例えば以下の取扱いを明確にする必要があるのではないか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 普通株式とは別に種類株式をプライム市場に上場している場合に合算する必要があるかどうか 2. 自己株式や子会社が保有する親会社株式を「平均時価総額」に算入すべきかどうか 3. 売買不成立や取引所のシステム停止等の影響により、事業年度の末日に株価が形成されなかった場合の取扱い 	<p>1について 普通株式のほか種類株式を上場している場合には、「平均時価総額」の算定に当たり、事業年度の末日における種類株式の時価総額(開示府令第19条の9第3項第1号に規定する時価総額をいう。)を合算する必要があると考えられます。</p> <p>2について No.14からNo.16までのコメントに対する「金融庁の考え方」をご参照ください。</p> <p>3について 原則として、その直後の日における株価をもって算定することが適当と考えられます。</p>
18	<p>時価総額の判定に関して、実務上で混乱が生じないよう、例えば次のような項目等について明確化すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場後5事業年度が経過していない会社については、少なくとも3事業年度が経過した後のみ有価証券報告書での開示が強制されること。 ・ 時価総額は、期末時価×株式数にて算定すると想定するが、当該株式数に自己株式を含めないこと。 ・ 統合等の場合の取扱いについて、論理的な整合性の確保の観点から、上場連結子会社・持分法適用関連会社を統合した場合、加算すべ 	<p>一つ目について 開示府令第19条第3項の平均時価総額の算定方法をご確認ください。</p> <p>二つ目について No.14からNo.16までのコメントに対する「金融庁の考え方」をご参照ください。</p> <p>三つ目について 開示ガイドライン5-2-2をご確認ください。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>き時価総額はその総額ではなく少数株主持分相当のみとすること。</p>	
19	<p>開示府令第19条の9第3項第1号に規定する「平均時価総額」の算定方法が非常に複雑な書きぶりとなっているが、いわゆる参照方式の有価証券届出書の提出が認められるための要件の一つである三年平均時価総額(開示府令第9条の4第5項第1号イに規定するものをいう。)を参考に、サンプルに記載できないか。</p>	<p>開示府令第19条の9第3項は、直前事業年度の末日の時価総額を「平均時価総額」の算定対象から除く必要があることから、参照方式の利用適格の規定振りとは異なるものとしております。</p>
20	<p>開示府令第19条の9第3項第1号に規定する「平均時価総額」の算定期間から、有価証券届出書等の提出日の属する事業年度の直前事業年度が除かれているが、なぜか。</p>	<p>例えば、2028年6月30日に提出する有価証券報告書に対するSSBJ基準の適用の要否を判断しようとするケースにおいて、その日の属する事業年度(2029年3月期)の直前事業年度(2028年3月期)を算定期間に含むとすると、2028年3月31日における時価総額の確定までは適用の要否が確定しないこととなります。</p> <p>他方、平均時価総額の算定対象から直前事業年度を除く場合、2027年3月31日の時価総額をもって適用の要否が確定することとなるため、企業の予見可能性を確保する観点から適当と考えています。</p>
21	<p>開示府令第19条の9第3項第1号及び第2号における「時価総額」の定義は、参照方式の有価証券届出書の提出が認められるための要件の一つである三年平均時価総額(開示府令第9条の4第5項第1号イに規定するものをいう。)における「時価総額」の定義である「金融商品市場における時価総額又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額」とは異なる書きぶりである。</p> <p>そうすると、開示府令第19条の9第3項第1号及び第2号における時価総額の算定に当たっては、いわゆる私設取引システム(PTS)における取引額や認可金融商品取引業協会の発表する時価総額が含まれないようにも読めるが、これらを除く趣旨か。除く趣旨なのであれば、なぜ参照方式の有価証券届出書の要件における時価総額と定義を異にするのか。</p>	<p>金商法においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品市場 ： 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行う市場 ・ 金融商品取引所 ： 法第80条第1項の規定により内閣総理大臣の免許を受けて金融商品市場を開設する金融商品会員制法人又は株式会社 ・ 取引所金融商品市場 ： 金融商品取引所の開設する金融商品市場と定義されております。 <p>以上のことから、開示府令第19条の9第3項第1号においては、文意上「取引所金融商品市場」の用語を使うことが適当と考えています。</p>
22	<p>SSBJ基準の適用の要否について、ISSBの法域ガイドを参考に、時価総額を基準として判定することとされているところ、わが国がISSB基準と機能的に整合性が確保されたサステナビリティ開示制度を導入している法域と評価を受ける上で合理性</p>	<p>1. について ご指摘を踏まえ、5事業年度の事業年度末の時価総額の平均値についても記載事項として追加するよう修正しました。</p> <p>2. について</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>があり、適切なアプローチと考える。</p> <p>5事業年度の事業年度末の時価総額の平均値が3兆円、1兆円の閾値に達しているか否かを容易に確認することができるように、開示府令等の改正によりその環境整備を進めているが、以下の質問・意見等がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 有価証券報告書等において、平均時価総額算定のベースとなる「当事業年度の前5事業年度」の末日での各時価総額の開示に続けて平均値の開示についても「主要な経営指標等の推移」の注記で求めるべきではないか。その上で、当事業年度の末日における株券等の時価総額を記載することが有価証券報告書等の利用者にとって便宜であるとする。 2. 開示府令第19条の9第1項をそのまま適用すると、平均時価総額が1兆円以上である者が、これを下回った場合には、SSBJ基準による開示が求められなくなると考えられるが、そのような理解でよいか。SSBJ基準に基づく開示を行っていた上場企業が、その後の平均時価総額の変動によって、ある年度において平均時価総額が閾値を下回ったためSSBJ基準の適用対象ではなくなった後、更にその後の平均時価総額の上昇によって適用対象企業となるなどの変動が短期間に生じるような可能性が生じると考えられるが、そのような考え方でよいか(任意適用は妨げられないので、現実にそのような事態が生じたとしても、上場企業において継続して、SSBJ基準に従った開示がなされることも期待され、そのような変動の可能性が高いとは言えないかもしれないが、適用関係を明確にする上で確認したい。) 3. このような5事業年度の時価総額平均額が3兆円、1兆円などの閾値に達している上場企業の一覧を、例えば東京証券取引所などの金融商品取引所市場において公表することについても検討されたい。 	<p>制度的にはご指摘のとおりです。</p> <p>他方で、SWG報告において、時価総額5,000億円以上のプライム市場上場会社までSSBJ基準の適用開始時期が確定しており、それ未満の企業への適用については、「企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて引き続き検討していく」とされているところです。平均時価総額が大きくなった場合でも、プライム市場上場会社である限り、今後の議論の動向によっては、SSBJ基準の適用対象となる可能性があることに留意する必要があります。</p> <p>3. について 貴重なご意見として承ります。</p>
23	<p>プライム市場上場会社が非上場化した後、再度プライム市場に上場する場合は、再上場日を起点として平均時価総額を算定すると考えているが、この考え方で問題ないか念のため確認させていただきたい。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
24	<p>プライム市場から他の市場に市場区分を変更し</p>	<p>「平均時価総額」の算定に用いる「時価総額」</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>た場合と他の市場からプライム市場へ市場区分を変更した場合のSSBJ基準の適用について明確化していただきたい。特に、過去5事業年度以内に、他の市場からプライム市場へ市場区分を変更した場合、他の市場が公表した期末日の終値及び発行済株式総数も含めた平均時価総額の算定の要否について、開示ガイドライン等において明確化していただきたい。</p>	<p>については、特定の取引所金融商品市場における時価総額を指定していません。そのため、ご指摘のように、直前事業年度の前事業年度以前の5事業年度において、他の市場からプライム市場に市場区分を変更している場合においては、当該他の市場における時価総額を用いて「平均時価総額」を算定することとなることは、原案においても明らかです。</p> <p>なお、有価証券届出書等を提出しようとする日の直前事業年度の末日時点において同市場に上場されていれば（開示府令第19条の9第3項各号に定めるところにより計算した平均時価総額が1兆円以上であることは前提として）、SSBJ基準の適用対象となると考えられます。</p>
25	<p>開示府令第19条の9第3項第1号に規定する「平均時価総額」が1兆円以上となった企業が、その後、1兆円を下回った場合、サステナビリティ情報の開示義務はなくなるのか。</p>	<p>開示府令第19条の9第3項に定めるところにより算出した「平均時価総額」が1兆円未満となった場合には、有価証券報告書を提出しようとする日の属する事業年度の直前事業年度（有価証券報告書等の記載対象となる事業年度）については、SSBJ基準の適用義務はありません。</p>
26	<p>開示府令第19条の9の改正案の規定に従い、SSBJ基準に従ってサステナビリティ関連財務開示を作成することとなった企業の時価総額が減少し、平均時価総額が1兆円未満となった場合、その翌事業年度に係る有価証券報告書においては、SSBJ基準に従ったサステナビリティ関連財務開示は不要となるのか確認させていただきたい。</p>	<p>他方で、SWG報告において、時価総額5,000億円以上のプライム市場上場会社までSSBJ基準の適用開始時期が確定しており、それ未満の企業への適用については、「企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて引き続き検討していく」とされているところです。平均時価総額が大きく下がった場合でも、プライム市場上場会社である限り、今後の議論の動向によっては、SSBJ基準の適用対象となる可能性があることに留意する必要があります。</p>
27	<p>平均時価総額が1兆円を下回った場合にSSBJ基準の適用が義務付けられないのか、その場合いつからなのかが明確ではないため、開示ガイドライン等において考え方を明確化していただきたい。</p>	
28	<p>一度適用対象になったとしても、翌事業年度以降の時価総額の動向次第では次の年度において適用対象から外れることが起こり得るという理解でよいか、明確にさせていただきたい。</p>	
29	<p>時価総額の基準により、一度SSBJ基準に準拠した開示を行った後に、時価総額の基準を下回った場合でも、SSBJ基準に準拠した開示義務は継続することになる制度と理解してよいか。</p>	
▼開示府令第19条の9第5項		
30	<p>開示府令第19条の9第5項では、金融庁長官が定めるサステナビリティ開示基準は、同条第1項に規定する「一般に公正妥当と認められるサステ</p>	<p>開示府令第19条の9第5項の規定に基づいて、金融庁長官が定めるサステナビリティ開示基準以外のものは、「一般に公正妥当と認めら</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	ナビリティ情報の作成及び開示に関する基準」に該当するものとされているが、金融庁長官がまだサステナビリティ開示基準だと定めていないものであっても、「一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準」に該当することはあり得るとの理解でよいか。	れるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準」に該当しません。
31	開示府令第19条の9第5項第5号の「国際的な整合性」について、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第3項第5号と同様に、「国際的収れん」とした方が、高品質で、国際的に比較可能性の高い基準設定につながるのではないかと。	「収れん」とは、一般的に「一つにまとめること」を意味するものと考えられます。 この点、サステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準については、会計基準のように各国において先行して基準が設定されている状態にはないことから、基準設定主体の要件としては「国際的収れん」よりも、「国際的な整合性」を確保して行くことを求める方が適切と考えています。
32	開示府令第19条の9第5項の規定により、ISSB基準そのものは、「第一項に規定する一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準」として金融庁長官が認める対象となり得るのか。将来的には、会計基準におけるIFRSのように任意適用の可能性があるのか。	一の市場において適用されるサステナビリティ開示基準については、比較可能性を確保する観点から、単一の基準とすることが適切と考えられます。 そして、SSBJ基準はISSB基準との機能的な整合性が確保されていることを踏まえ、内国会社が適用すべき基準としてSSBJ基準を指定することとしたものです。
33	会計基準では内国法人に対してもIFRSの任意適用を認めていることから、SSBJ基準がISSB基準と整合した基準であることも踏まえ、内国法人にも、ISSB基準の適用を認めてもよいのではないかと。	
34	国内発行体についても、任意開示の場合も含めて、SSBJ基準及びISSB基準を一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示の基準として告示指定すべき。	
35	有価証券報告書において適用可能な開示基準は、SSBJ基準に限定する旨が今回改正案で明らかとなったが、一方で外国籍企業についてはISSB基準の適用も可能とする規定が追加されている。しかしながら、当該規定はSWGでもこれまで議論されておらず、十分な検討を経た結論とは言い難いとする。 SSBJ基準開発当初から、グローバル企業にとっては国内基準であるSSBJ基準に準拠するよりも、ISSB基準に準拠する方がメリットが大きいと考え、ISSB基準の選択適用を可能とするようコメント	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>をしている。今般、府令においてSSBJ基準とISSB基準の整合性が明示されたことを踏まえ、日本企業についてはISSB基準の選択適用が不可能である理由について、合理的な説明をいただきたい。</p>	
36	<p>資本市場における財務情報の国際的な比較可能性の向上等を目的として、財務情報の開示についてIFRSを適用している企業は多い。サステナビリティ情報の開示についても同様の趣旨から、SSBJ基準に加えて、ISSB基準も選択的に適用可能とすることを検討すべきである。</p>	
37	<p>SSBJ基準に準拠した開示が必ずしもISSB基準に準拠するものではないとも考え得るため、「一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準」にISSB基準も追加することを検討いただきたい。</p>	
▼開示府令第19条の9第6項		
38	<p>開示府令第19条の9第6項にいう「外国の者」には、いわゆる海外上場をしている内国法人は含まれるか。</p>	<p>「外国の者」には、内国法人は含まれません。</p>
39	<p>開示府令第19条の9第6項では、「サステナビリティ開示基準又は国際サステナビリティ開示基準と整合的な基準」とされているところ、「国際サステナビリティ開示基準」そのものは、「一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準」と認め得ないのか。その場合、外国の者は「国際サステナビリティ開示基準」そのものを適用するニーズも高いことから、可能となるよう修正すべき。</p>	<p>ISSB基準そのものも、開示府令第19条の9第6項の「第一項に規定する一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準」とみなされ得ると考えられます。ご指摘を踏まえ、そのことが明確になるよう、規定を修正しました。</p>
40	<p>外国企業が利用可能な基準に関して、開示府令改正案第19条の9第6項は、東京証券取引所プライム市場に上場する外国企業が同条第1項に基づくサステナビリティ情報の開示を行う場合には、「サステナビリティ開示基準又は国際サステナビリティ開示基準(国際財務報告基準財団により公表されるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準をいう。)と整合的な基準として金融庁長官が認める外国の基準」に準拠することを求めている。法域の中には、ISSB基準を直接にアドプションする法域も存在することから、「国際サステナビリティ開示基準…と整合的な…外国の基準」には、ISSB基準そのものが含まれるかどうかを明確化していただきたい。</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
▼開示府令第二号様式記載上の注意(30)		
41	開示されるべき内容(特に「サステナビリティ関連のリスク及び機会」の内容)の具体例として、2026年度の早期までに、適切・十分と認められるものを示していただきたい。	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、「サステナビリティ関連のリスク及び機会」の記載に当たっては、SSBJ基準を含むSSBJから公表されている各種文書のほか、「記述情報の開示の好事例集」も参考になるものと考えられます。</p>
42	開示府令第二号様式記載上の注意(30)aの改正案には、同様式記載上の注意(30)bの改正案のように、有価証券届出書等の他の箇所に記載した場合に、その旨を記載することによって、当該他の箇所に記載した事項の記載を省略できる旨の規定がない。したがって、有価証券届出書等の中での相互参照であったとしても、適用基準第64項の定めに従って有価証券届出書等の他の箇所に記載した事項を相互参照してサステナビリティ関連財務開示に含めることは認めないことを意図していると考えられるが、その理解で良いか確認させていただきたい。	<p>SSBJ基準に基づき記載する事項は、基準への準拠が明確になることや比較可能性が高まることに加え、今後制度化が予定されている第三者保証の範囲を明確にする観点から、原則として、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の項目に記載することが適当と考えられます。</p> <p>ただし、例えば、SSBJ基準に基づく人的資本に関する事項と「従業員の状況等」の項目に記載すべき事項との間に重複が生じる場合には、参照文言を付した上で、「従業員の状況等」の項目においてその内容を記載することも否定されるものではないと考えられます(開示ガイドライン5-14参照)。</p>
43	<p>開示府令第二号様式記載上の注意(30)aには、同bのただし書又は同cのなお書に相当する記載が存在しないため、同cで明示されている人的資本に関する情報を除いては、他の箇所に記載することが認められていないと解される。</p> <p>これは、SSBJ基準に基づく開示は、全て「サステナビリティに関する考え方及び取組」に一括して記載することが適当という考えに基づいていると理解するが、その理解で良いか確認したい。</p>	
44	<p>開示フォーマットは、既存の有価証券報告書との統合性を重視し、重複開示を回避できる設計・運用とすることを要望する。</p> <p>併せて、SSBJ基準に基づく詳細な開示項目については、参照(クロスリファレンス)による記載を含め、企業の実態に応じた柔軟な対応が可能となるよう、運用上の取扱いの明確化を要望する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、SSBJ基準に基づく記載事項については、原則として「サステナビリティに関する考え方及び取組」の項目に記載することが適当と考えていますが、当該項目に記載した内容と同様の内容を他の項目において重複して記載する必要はありません。この場合、当該他の項目において、「…については、「サステナビリティに関する考え方及び取組」を参照する」旨を記載する方法によることが可能です。</p>
45	開示府令第二号様式記載上の注意(30)cのなお書にある全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合について、例示を提供するなど、明確化していただきたい。	5-16-4が記載上の注意(30)cの例示であることが明確になるよう修正しました。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>具体的には、開示ガイドライン5-16-4は、記載上の注意(30)bに対する例示を示している一方で、同(30)cを参照しており、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載する事項として、どのようなものを想定しているかが不明瞭である。</p>	
46	<p>開示府令第二号様式記載上の注意(30)aには他の箇所に記載した場合の省略規定がないが、これは将来、保証が実施されるようになった際に、「サステナビリティに関する考え方及び取組」欄以外の他の箇所に当該開示情報を記載することを容認すると保証対象が不明瞭になる可能性があるためか。</p>	<p>ご理解のとおりです。 SWG報告のとおり、今後第三者保証が制度化されることを想定すると、保証の範囲を明確にする上で、SSBJ基準に基づく記載事項は、基本的に「サステナビリティに関する考え方及び取組」に集約して記載することが適当であると考えます。</p>
47	<p>適用基準第64項に定める相互参照は、適用基準BC125項のとおり、相互参照先が他の書類である場合も想定していると理解している。</p> <p>しかし、開示ガイドライン5-16-3の改正案において、開示府令第二号様式記載上の注意(30)aに規定する事項については、これを有価証券届出書に記載することが求められている。このため、SSBJ基準に基づき開示が要求されている事項は、「投資者が真に必要とする情報」であり、他の書類への相互参照は認められないと考えられるが、その理解で良いか確認させていただきたい。</p>	<p>今般の改正により、有価証券届出書等に記載するサステナビリティ情報についてはSSBJ基準に従って作成することが求められることとなる以上、同基準において開示が要請されている事項は、有価証券届出書等に記載する必要があると考えられます。その上で、補足すべき事項があれば、改正後の開示ガイドライン5-16-3に留意しつつ、外部書類との相互参照を行うことを否定するものではありません。</p>
48	<p>サステナビリティに関する取組について、提出会社が有価証券報告書提出会社の子会社である場合、親会社を含むグループ全体の方針に基づいた取組を行っている場合も多く、開示内容は親会社と同様の内容となることが考えられる。非上場会社の場合、SSBJ基準に基づく開示までは求められていないものの、現行の開示内容に鑑みても、作成・精査・検証に相応の労力を要する。コストベネフィットの観点から、提出会社が非上場企業かつ有価証券報告書提出会社の子会社で、サステナビリティに関する取組が親会社と同一の場合には、親会社の開示を参照する方法での開示が可能となるよう検討いただきたい。</p>	<p>ご指摘の方法がSSBJ基準を適用せずに、開示府令第二号様式記載上の注意(30)b・cに基づき開示を行うことを念頭に置いたものだとすると、これらの記載上の注意に基づき記載すべき事項を記載した上で、補足的に親会社の有価証券報告書を参照することは、否定されるものではありません。</p>
49	<p>開示府令第二号様式記載上の注意(30)dにおける「将来情報等」に係る記載事項については、SSBJ基準に同様の規定があるため、第19条の9第1項又は第2項の規定の適用を受ける者については、同様式記載上の注意(30)dの規定を適用し</p>	<p>開示府令第二号様式記載上の注意(30)d(a)から(c)まで(条文修正後の(1)k(a)から(d)まで)の事項は、開示ガイドライン5-16-2のセーフハーバーの対象である「将来情報」と「スコープ3定量情報」についてのセーフハーバーの適用を受</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>なくてもよいのではないか。</p>	<p>けるために記載することが求められる事項としても機能することとなります。</p> <p>なお、同様式記載上の注意(30)d(a)から(c)まで(条文修正後の(1)k(a)から(d)まで)に掲げる事項と同一の事項がSSBJ基準に従って記載されている場合には、重ねて記載する必要はありません。</p> <p>他方、SSBJ基準の適用対象ではない会社については、当該記載上の注意に従って記載する必要があります。</p>
50	<p>開示府令第二号様式記載上の注意(30)dの改正案では、将来情報等について一定の開示が求められている。この点、重要なものについて記載する旨の規定がないことから、全ての将来情報等について記載が求められることになると考えられるが、その理解で良いか確認させていただきたい。</p>	<p>セーフハーバーの適用範囲との関係で、原案の開示府令第二号様式記載上の注意(30)d(a)から(c)まで(条文修正後の(1)k(a)から(d)まで)に掲げる事項については、「将来情報」と「スコープ3定量情報」について記載することを想定していたところです。</p> <p>次に、当該事項の記載に当たっては、投資者の投資判断を誤らせない範囲において、まとめて記載することが可能です。</p> <p>以上の点が明確になるよう、規定を修正しました。</p>
51	<p>開示府令第二号様式の改正案の記載上の注意(30)「サステナビリティに関する考え方及び取組」における開示項目の追加に関して、将来に関する情報、見積り情報や統制の及ばない第三者から取得した情報を記載する場合には、「将来情報等を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程」の開示が求められている。</p> <p>まず、将来に関する情報には予測・予想・見込みによる数値や将来の計画、更に目標数値などが含まれると考えられ、それらの情報をどのように算出したかを開示させることは投資家にとって有用な情報と考えられるとともに、将来に関する情報の不確実性を判断する上で重要な情報と考えられる。その観点から、このような将来に関する情報の前提条件や仮定の開示を求めることは合理的と考えるが、「推論過程」とは具体的にどのような内容の開示を求める趣旨か。</p> <p>次に、非財務情報における「見積り」について、例えばSSBJ基準では、見積りの方法による数値の算定に至るプロセスにおいて用いられた前提/仮定やパラメーターなどを記載することとされているが、これらをカバーできるものといえるのか。ま</p>	<p>まず、開示ガイドライン5-16-2の改正によって、新たにセーフハーバーの対象として追加された情報は、SWG中間論点整理において提言されたように、「スコープ3定量情報」になります。</p> <p>そして、従前の将来情報に加え、スコープ3定量情報について、開示府令第二号様式記載上の注意(30)d(a)から(c)まで(条文修正後の(1)k(b)から(d)まで)に掲げる事項を一般的に合理的と認められる範囲で具体的に記載している場合には、セーフハーバーの適用があることとなります。</p> <p>その上で、同様式記載上の注意(30)d(b)(条文修正後の(1)k(c))の推論過程は、元々開示ガイドライン5-16-2で使用されていた用語を参考にしたのですが、ある将来情報を開示することに合理性があるとの判断に至った一連の論理的な過程を意味するものと考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>た、見積りに関して「推論過程」とは何を指すのか。</p> <p>さらに、統制の及ばない第三者から取得した情報に関して「推論過程」とはどのようなことを意味するのか。</p> <p>このように、「推論過程」という開示項目が具体的に何を求めるのか、必ずしも明らかとはいえないので、ガイダンスが望まれる。</p>	
52	<p>開示府令第二号様式記載上の注意(30)d(a)から(c)までにおいて、将来に関する情報、見積り情報又は提出会社の統制の及ばない第三者から取得した情報に関する記載の定めがあり、前提とされた事実及び仮定並びに推論過程を記載することが要求されているが、見積り情報や統制の及ばない第三者から取得した情報についての推論過程とは具体的にどのようなことを記載すべきか明確ではなく、明確化が望まれる。</p>	
53	<p>開示府令第二号様式記載上の注意(30)d(a)から(c)までに記載する内容について、「将来情報等」の全てを対象とはせず、今回の改正の結果としてセーフハーバーの適用対象となる情報に限定した方が整合性がとれるのではないか。</p>	<p>「サステナビリティに関する考え方及び取組」の項目に記載する記載上の注意(30)d(a)から(c)まで(条文修正後の(1)k(a)から(d)まで)に掲げる事項は、開示ガイドライン5-16-2におけるセーフハーバーの対象範囲との関係上、現段階ではサステナビリティ情報に属する将来情報とスコープ3定量情報についてのものを記載することになると考えています。</p>
54	<p>開示ガイドライン5-16-2に記載のセーフハーバー・ルールの対象と開示府令第二号様式記載上の注意(30)dに記載を要する将来情報等の対象が一致していないため、整合性を確保いただきたい。「スコープ3定量情報」以外の将来情報、見積り情報、統制の及ばない第三者から取得した情報もセーフハーバー・ルールの対象と理解しているが、現状の開示ガイドライン5-16-2の記載ではそれらが含まれていないように見受けられるため、これらの情報についてもセーフハーバー・ルールの対象となる旨を明確化いただきたい。</p>	<p>この点が明確になるよう、規定を修正しました。</p>
55	<p>セーフハーバー・ルールが適用される条件として、開示ガイドライン5-16-2が参照する開示府令第二号様式記載上の注意(30)dで記載が求められる対象及び情報内容について明確化していただきたい。</p> <p>本改正案は、同様式記載上の注意(30)dにおいて、将来に関する情報、見積り情報又は提出会社の統制の及ばない第三者から取得した情報を記載する場合に、(a)から(c)までに掲げる事項の記</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>載を求めている。しかしながら、本事項の記載を要求される状況が、開示ガイドライン5-16-2におけるセーフハーバー・ルールの適用対象となる将来情報及びスコープ3定量情報のみであるか、セーフハーバー・ルールの適用対象外の見積り情報又は提出会社の統制の及ばない第三者から取得した情報にも及ぶのかが明確ではない。仮に、セーフハーバー・ルールの対象外の情報についても適用される場合、見積り情報や提出会社の統制の及ばない第三者から取得した情報は、広範な有価証券報告書等の記載事項に関連することが考えられる。したがって、どの情報に対して、(30)dの(a)から(c)の情報が求められるかを明確化していただきたい。</p> <p>また、見積り情報又は提出会社の統制の及ばない第三者から取得した情報に対する推論過程にはどのような情報が含まれるか、例示を提供するなど、明確化していただきたい。</p>	
56	<p>開示府令第二号様式記載上の注意(30)d(a)から(c)までの事項の開示を求める趣旨は、開示情報の信頼性を利用者が判断する上で、それなりの合理的な基礎のある情報であることを企業に示すように求めるという点にあるのではないかと考えられ、そのように考えるならば、開示すべき事項は必ずしも「将来情報等を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程」に限定されず、また個々の情報ごとに、開示を求めるべき事項は異なるのではないか。</p> <p>例えば、将来の業績への影響額を開示する場合に、影響額を算定する際に用いた前提事実や仮定のほか、使用したパラメーターなどがあればその情報も必要というべきであり、かつ選択可能な複数のパラメーターから当該パラメーターを選択した理由の開示をも求めるべきではないか。</p>	<p>ご指摘の、どのようなパラメーターを使用したのか、当該パラメーターを選択した理由も「記載するに当たり前提とされた事実」に含まれると考えられます。</p>
57	<p>開示府令第二号様式記載上の注意(30)dには、SWG中間論点整理(18頁)において、有価証券報告書に記載を求めることについて議論した項目が列記されている。その中で「開示された将来情報等が、事後的に異なるものとなる可能性がある事項については、その旨及び要因」について、改正案で開示を求めることとしなかった理由は何か。</p>	<p>コメント踏まえて、ご指摘の事項を追記しました。</p>
58	<p>開示府令第二号様式記載上の注意(30)d(c)で</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>「情報の入手経路を含む将来情報等の適切性を検討し、評価するための社内の手続」の記載が新たに求められるが、どのような社内手続の記載が求められているのか不明確であるため、具体的な記載例やガイダンスを提供いただきたい。</p> <p>また、「適切性」の検討を行うべき範囲について、公的機関やPCAF (Partnership for Carbon Accounting Financials) 等から取得する排出係数等のデータも対象に含まれるのか、見解を示していただきたい。</p>	<p>なお、今般の開示ガイドライン5-16-2の改正においては、スコープ3定量情報をセーフハーバーの対象に追加しております。仮に、スコープ3定量情報の算出の前提事実となっている排出係数が誤っていたことが事後的に発覚したことにより、結果的にスコープ3定量情報が誤っていた場合であっても、当該排出係数を用いることを含め、開示府令第二号様式記載上の注意(30)d(a)から(c)まで(条文修正後の(1)k(b)から(d)まで)に掲げる事項が一般的に合理的と認められる範囲で具体的に記載されている場合には、虚偽記載等の責任を負うものではないと考えられます。</p>
▼開示府令第四号の三様式記載上の注意(9-2)		
59	<p>見積りにより算定した数値の確定値が判明し、両者に差異がある場合には半期報告書においてその差異を記載できるとされているところ、義務の有無や判断基準を明示いただきたい。特に温室効果ガス排出量に関して、限定保証を実施したデータについては、次の点を明確にいただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確定値の提出が義務となるのか、任意のままなのか。 ・ 半期報告書あるいは翌年の有価証券報告書で開示する際に、再度限定保証を取得する必要があるのか。 	<p>開示府令第四号の三様式記載上の注意(9-2)は、前事業年度に係る有価証券報告書に記載した見積り値の確定値が判明した場合には、半期報告書において、その差異の状況等の開示を行うことができる旨を規定したものであり、義務ではありません。</p> <p>また、今般の改正は、サステナビリティ情報の第三者保証の制度化を含むものではありませんので、保証の対象範囲等についてお答えすることはできません。</p>
60	<p>前事業年度に係る有価証券報告書に記載した見積りによる数値と確定値との間に差異が有る場合は半期報告に記載することができるが、小差な差異が生じた場合、重大な差異が生じた場合等、実態を踏まえたルール作りが必要と考えるため、実務上の対応を明示して欲しい。</p>	<p>開示府令第四号の三様式記載上の注意(9-2)は、SWG中間論点整理の「事業環境の大幅な変化があった場合など概算値と確定値との差が大きくなるような場合には、これを自主的に開示できるような枠組を検討すべきではないかとの意見があった。当ワーキング・グループにおいて出された具体的な開示媒体に関する意見を踏まえ、金融庁において、半期報告書等を利用した自主的な開示の枠組を検討すべきである」との提言を踏まえ、整備しているものです。</p>
61	<p>開示府令第四号の三様式記載上の注意(9-2)に、「…の「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」その他の項目において…」とあるが、この「その他の項目」とは前事業年度に係る有価証券報告書の中の全ての項目ということになるのか。この規定は「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」の項目以外で、例えばどのような数値への対応を想定しているのか。</p>	<p>比較可能性の確保の観点等から、SSBJ基準に基づく情報開示は、基本的に有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」の項目において記載いただくことを想定しています。ご指摘の「その他の項目において」という表現は、仮に、SSBJ基準に基づく人的資本情報の開示が「従業員の状況等」の項目に記載されるような場合を想定したものです。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
▼適用時期		
62	<p>「2026年3月31日を基準として算定した5事業年度末の平均時価総額」が3兆円未満1兆円以上である会社が、2027年3月31日までに時価総額が下落して、「2027年3月31日を基準として算定した5事業年度末の平均時価総額」が1兆円未満となった場合には、2028年3月期有価証券報告書におけるサステナビリティ開示基準の適用は不要であると考えられるため、以下の点を明確化してもらいたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2027年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等からサステナビリティ開示基準の適用が必須となる会社は「2026年3月31日を基準として算定した5事業年度末の平均時価総額」が3兆円に限定されること。 2028年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等からサステナビリティ開示基準の適用が必要となるか否かは、「2027年3月31日を基準として算定した5事業年度末の平均時価総額」にて改めて判定し直すこと。 	<p>適用開始日の考え方はご理解のとおりであり、附則・公表文において明確化しています。</p>
63	<p>サステナビリティ開示基準の適用開始に向けた環境整備の適用日は、「2026年3月31日を基準として算定した5事業年度末の平均時価総額」に応じた適用開始日が予定されている旨が示されている。この点、3月決算会社を想定した記載に読み取れるが、3月決算会社以外の会社が適用開始日を判定する「基準」となる時点が本改正案の記載からは十分に明確でないため、明確化していただきたい。</p>	
64	<p>サステナビリティ開示基準の適用開始に向けた環境整備の適用日の記載から、2022年3月期から2026年3月期の5年分の時価総額の平均値が1兆円以上3兆円未満の場合、2028年3月期から「【1】サステナビリティ開示基準の適用開始に向けた環境整備」に係る改正開示府令が適用開始となると理解している。仮に1年後、2023年3月期から2027年3月期までの平均時価総額が1兆円を割り込む場合、開示府令改正案第19条の9第3項第1号の適用により、2028年3月期におけるSSBJ基準適用対象から除外されるかどうかは明確ではない。このため、開示府令改正案第19条の9第3項</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>の規定と本改正案に関する公表文書の「2.適用日」との適用関係について明確化していただきたい。</p>	
65	<p>2027年3月末日に初めて平均時価総額1兆円以上となった会社は、2028年3月期からSSBJ基準が適用されるか、附則等で明確化していただきたい。</p> <p>2027年3月31日の平均時価総額が初めて1兆円以上3兆円未満となる会社においても、2026年3月31日の平均時価総額の判断を優先し、2028年3月期からSSBJ基準を適用の可否を判断するのが望ましいと考えている。</p>	
66	<p>「2026年3月31日を基準として算定した5事業年度末の平均時価総額が3兆円未満1兆円以上である会社」の適用日は、2027年3月31日を基準として算定した5事業年度末の平均時価総額に基づいて最終的な判断をすることになるという理解でよいか明確にしていきたい。</p>	
67	<p>本内閣府令(案)は、公表から適用まで一定の期間を設け、適用企業の予見可能性を確保し、企業の負担を十分考慮して検討を進められていると認識しており、上場後5年に満たない企業へのサステナビリティ開示基準の適用時期については、当該企業における予見可能性及び適用準備期間を考慮して、1年度程度の追加適用猶予期間を設けることを検討いただきたい。</p>	<p>SSBJ基準の適用については、その対象企業を時価総額が一定規模以上のプライム市場上場企業に限定するとともに、時価総額の規模に応じて2027年3月期から段階的に適用が開始されるよう制度設計を行い、さらに、二段階開示の適用期間をSSBJ基準の適用開始時期から2年間とすることにより、企業の準備期間の確保に努めているところです。</p> <p>また、本改正案においては、企業の予見可能性を確保するため、SSBJ基準の適用を、平均時価総額が一定の金額に達した事業年度からではなく、その翌事業年度から求めるものとしております。</p> <p>仮に、上場後5事業年度の末日を経過していない会社について、追加して1年の猶予期間を設けることとすると、5事業年度の平均時価総額が一定の金額に達しているにもかかわらず、相当期間にわたってSSBJ基準による開示が行われないこととなり、比較可能性の観点から適切ではないと考えます。</p>
68	<p>新規上場した企業について、その上場日を含む事業年度の末日における時価総額が1兆円以上であった場合、開示府令第19条の9の改正案の規定に従うと、その翌事業年度に係る有価証券報告</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	書からSSBJ基準に従ったサステナビリティ関連財務開示が必要になると考えられるが、その理解で良いか確認させていただきたい。	
69	サステナビリティ開示基準の適用開始に向けた環境整備の規定のうち、SSBJ基準適用会社以外の会社にも適用されることが提案されている規定の適用開始日が明確ではない。施行日以後に提出される有価証券報告書等から適用するという理解で良いか。また、その場合、SSBJ基準適用会社より先に改正開示府令等の適用開始日が到来することになると考えられるが、その理解で良いか、明確化していただきたい。	<p>開示府令第二号様式記載上の注意(30)d(a)から(c)まで(条文修正後の(1)k(a)から(d)まで)による記載事項の適用時期についてのご質問と理解しましたが、当該事項を含め、改正附則において、「【1】サステナビリティ開示基準の適用開始に向けた環境整備」の関連規定については、2028年3月31日以後に終了する事業年度(2026年3月31日以後に終了する事業年度の末日を基準とした平均時価総額が3兆円以上である会社は、2027年3月31日以後に終了する事業年度)から適用されることを規定しています。</p> <p>ただし、一部改正府令の施行日以後に提出する有価証券届出書等について適用することも可能としています。</p>
70	<p>特にグローバルに事業を展開し、多様な事業・投資ポートフォリオを有する企業においては非財務情報の収集・検証には多部門連携が必要であり、準備期間が不足すると誤記載や不完全な開示のリスクが高まる。サステナビリティ情報の網羅性・正確性を確保するため、段階的な体制整備が不可欠である。</p> <p>そのため、適用開始時期については、サステナビリティ開示基準への対応に当たり、社内外におけるデータ収集体制の整備や、海外拠点・投資先を含むグループ全体でのガバナンス及び算定プロセスの構築に一定の期間を要することを踏まえ、企業の準備期間を十分に確保することを要望する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、SSBJ基準の適用については、その対象企業を時価総額が一定規模以上のプライム市場上場企業に限定するとともに、時価総額の規模に応じて2027年3月期から段階的に適用が開始されるよう制度設計を行い、さらに、二段階開示の適用期間をSSBJ基準の適用開始時期から2年間とすることにより、企業の準備期間の確保に努めているところです。</p>
▼早期適用		
71	改正開示府令の早期適用が可能かどうか、例えば、施行日以後に提出される2025年12月決算会社の有価証券報告書等から早期適用可能かどうかを明確化していただきたい。	改正附則において、本改正による開示府令の施行日以後の早期適用が可能である旨を規定しています。
72	開示府令第19条の9第2項の規定により任意でSSBJ基準を適用する場合の適用日の記載がないが、2026年3月期から適用が可能になるという理解でよいか明確にしていきたい。	開示府令第19条の9第2項の適用時期については特に定めを置いていないため、SSBJ基準の任意適用を希望する場合には、施行日以後に提出する有価証券届出書等から適用することが可能です。
▼二段階開示		

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
73	<p>適用基準第94項の定めに従い、SSBJ基準を適用する最初の事業年度について、気候基準に基づく気候関連のリスク及び機会についての情報のみを開示するという経過措置を適用することとした場合、従来開示していた気候以外の情報については、開示府令第二号様式記載上の注意(30)bの改正案に基づき、引き続き「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載し、第一段階の開示に含める必要があると認識しているが、その理解で良いのか確認させていただきたい。また、適用2年目においては、SSBJ基準に基づくサステナビリティ関連財務開示に含めることになるため、第二段階の開示に含めることで良いのか確認させていただきたい。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>適用基準第94項の規定に基づき、SSBJ基準の適用初年度において、気候関連のリスク及び機会のみについて開示を行う場合には、開示府令第二号様式記載上の注意(30)a(d)の規定に基づいてサステナビリティ開示基準に基づく経過措置の適用を受けている旨、その根拠となる規定及びその内容を記載する必要があります。</p> <p>その上で、一部改正府令の附則により、サステナビリティ開示基準に従って記載すべきサステナビリティ関連記載事項については、その適用の最初の事業年度及びその翌事業年度については、有価証券報告書に記載せず、当該有価証券報告書の訂正報告書に記載して、それぞれの事業年度の翌事業年度の半期報告書の提出日までこれを提出する方法(二段階開示)によることができるとしています。</p> <p>このように、二段階開示の対象は、「サステナビリティ開示基準に従って記載すべきサステナビリティ関連記載事項」であるところ、ご指摘の「従前開示していた気候以外の情報」はサステナビリティ開示基準の適用を受けない情報と理解されますので、同様式記載上の注意(30)bの規定を踏まえ、第一段階目の有価証券報告書に記載することが考えられます。</p> <p>なお、適用2年目については、ご指摘の「従前開示していた気候以外の情報」も含めて「サステナビリティ開示基準に従って記載すべきサステナビリティ関連記載事項」になるため、二段階目の訂正報告書に記載することができます。</p> <p>(適用基準第94項の適用を受けない場合)</p> <p>他方、適用基準第94項の適用を受けない場合は、適用1年目から、提出会社が記載しようとするサステナビリティ情報の全てを「サステナビリティ開示基準に従って記載すべきサステナビリティ関連記載事項」として、二段階目の訂正報告書に記載することができます。</p> <p>この場合、従来開示していたベースのサステナビリティ情報を一段階目の有価証券報告書に記載することも考えられます。もっとも、開示府令第二号様式記載上の注意(30)a(c)の記載事項としてどのサステナビリティ情報につき二段階</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>開示を行うのかという点が有価証券報告書に記載され、実際に当該情報が訂正報告書に記載されれば、一段階目と二段階目の開示をトータルでみることによりその提出会社にとって必要なサステナビリティ情報が開示される状態を確保でき、投資者に誤解を与えることはないと考えられますので、必ずしも従来ベースのサステナビリティ情報を有価証券報告書に記載する必要はないものと考えられます。</p>
74	<p>SWG中間論点整理では、「二段階開示を行う際、こうした既存の記載事項とSSBJ基準に準拠した開示事項との整理が必要になるが、既に制度上定められている記載事項は一段階目の有価証券報告書において引き続き開示されるべきであり、二段階目の訂正報告書においてSSBJ基準に基づく情報開示を一括して行うことが適当である」(同9頁)とされ、さらに同・脚注25において、「既存の開示事項とSSBJ基準に準拠した開示事項との間で共通する部分については、有価証券報告書に記載した事項をそのまま訂正報告書に記載する等により、効率的に情報開示を行うことができるものと考えられる。」とある。</p> <p>しかし、例えば、一段階目の有価証券報告書の提出時に、スコープ3温室効果ガス排出量以外の事項については記載できる場合においては、「既存の記載事項」ではなく、「SSBJ基準に準拠した開示事項(ただし、スコープ3温室効果ガス排出量を除く)」を記載することを許容することが直截ではないか。そのような記載の仕方も許容されると考えてよいか。</p> <p>SSBJの気候関連基準の経過措置(第103項)では、「本基準を適用する最初の年次報告期間においてのみ、次のいずれか又は両方の経過措置を適用することができる。」としたうえで、同(2)において「スコープ3温室効果ガス排出(第47項(3)参照)(ファイナンス・エミッションに関する追加的な情報(別紙C参照)を含む。)を開示しないことができる。」と規定していることもあり、開示府令の附則での明確化とともに、具体的な二段階開示のあり方についての分かりやすいガイダンスが期待される。</p>	<p>適用初年度においては、気候基準第103項(2)の経過措置を適用することで、「スコープ3温室効果ガス排出量」を記載しないことができるため、ご指摘の適用初年度において「スコープ3温室効果ガス排出量を除き、他の事項については記載ができる場合」は、制度上は、単に有価証券報告書において、財務諸表とSSBJ基準に基づく情報との同時開示を行っている状態になると考えられます。</p> <p>他方、翌事業年度にスコープ3温室効果ガス排出量以外のSSBJ基準に基づく記載事項を一段階目の有価証券報告書に記載し、同排出量のみを二段階目の訂正報告書に記載することは、一部改正府令の附則に定める二段階開示(No.73のコメントに対する「金融庁の考え方」参照)に該当し、後述の相互参照の方法によるものであれば、許容されると考えられます。</p> <p>なお、二段階開示を行う場合には、まず、一段階目の有価証券報告書に開示府令第二号様式記載上の注意(30)a(c)に掲げる事項を記載する必要があります(その他、有価証券報告書の記載内容については、No.73もご参照ください。)</p> <p>その上で、二段階目の訂正報告書の記載方法としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券報告書に記載した事項を含め、SSBJ基準により開示することとされている全ての事項を訂正報告書に記載する方法 ・ 訂正報告書において、SSBJ基準に従って記載すべき事項の一部が有価証券報告書に記載されている旨とその具体的な記載箇所を明示する一方(適用基準第66項)、有価証券報告書に記載した事項そのものについては改めて記載しない方法(相互参照。ただし、この方法は、SSBJ基準に従って有価証券報告書

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>に記載した事項に後発事象(後述)が生じていない場合に用いることができると考えられます。)の二つが考えられます。</p> <p>その他、二段階開示を行うに当たっての留意事項は、以下のとおりです。</p> <p>(公表承認日)</p> <p>SSBJ基準では、公表承認日(サステナビリティ関連財務開示を公表することを承認する権限を有する社内の機関又は個人が公表を承認した日)を開示することが求められています(適用基準第70項)。</p> <p>ご指摘の例で言えば、1年目については有価証券報告書において、2年目については訂正報告書において、公表承認日を記載することになると考えられます。</p> <p>(後発事象)</p> <p>一段階目の有価証券報告書においてSSBJ基準に従って記載した事項について、二段階目の訂正報告書の公表承認日までの間に後発事象が生じた場合には、SSBJ基準に従って、当該訂正報告書において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載内容の更新 ・ 発生した事象及び状況に関する情報の開示のいずれかを行う必要があります(適用基準第71項、第72項)(後発事象の考え方については、No79も参照)。 <p>(準拠表明)</p> <p>開示府令第二号様式記載上の注意(30)a(a)により、SSBJ基準に準拠している場合には、その旨を記載することとされていますが、適用基準第79項により、SSBJ基準の全ての定めに従って準拠していなければ準拠表明ができないとされています。</p> <p>ご指摘の例で言えば、1年目については有価証券報告書において、2年目については訂正報告書において、準拠表明を行うことになると考えられます。</p>
75	二段階開示を採用したSSBJ基準適用対象会社は、有価証券報告書を提出する時点では、SSBJ	開示府令第二号様式記載上の注意(30)c(a)から(c)までに掲げる事項が有価証券報告書に

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>基準に準拠した開示が行われていない。</p> <p>このような場合、改正開示府令第二号様式記載上の注意(30)のただし書の省略規定が認められるのか否かについて、改正開示ガイドライン等において明確化していただきたい。</p>	<p>記載されていない場合には、ご指摘のただし書の適用はありません。</p>
76	<p>「訂正報告書」は、金商法上、有価証券報告書に記載すべき重要な事項の変更があるときや有価証券報告書の提出者が当該有価証券報告書のうちに訂正を必要とするものがあると認めるときに用いる書類と解される。二段階開示は、変更でもなければ、訂正(誤りを正すこと)でもないため、これを用いることへの強い抵抗感を持つ企業も存在し、サステナビリティ開示実務が十分に習熟していない中で、二段階開示が選択されない懸念がある。また、利用者にとっても、訂正報告書の提出が多発することは混乱に繋がるのではないか。そのため、訂正報告書以外に、臨時報告書や半期報告書での開示を可能とするか、有価証券報告書提出期限の延長を柔軟に活用するためのガイドラインの整備・充実を強く求める。</p> <p>なお、二段階開示制度は、サステナビリティ開示実務の習熟期間の確保の観点から、SSBJ適用義務化の年度を含む2年間の経過措置であると認識しているが、例えば2年後を目途に、企業の実務の習熟度合いや、制度としての浸透状況について、企業・投資家・保証業務実施者などの関係者で改めて制度全体を振り返った上で、必要と考えられる場合には有価証券報告書提出期限の延長を講じる、あるいは二段階開示の制度を延長することを検討いただきたい。</p>	<p>一部改正府令の附則に定める二段階開示(No.73のコメントに対する「金融庁の考え方」参照)は、本来有価証券報告書に記載しなければならないSSBJ基準に基づく記載事項について、有価証券報告書の提出時点では記載することができなかったものの、記載できる状態になったために開示するものと構成することができますので、自発的訂正の必要がある状態と言うことができ、訂正報告書を媒体とすることには法的な合理性があります。</p> <p>なお、二段階開示は、制度の円滑な導入を図ることを目的として整備される、制度上の根拠を有する措置です。そのため、二段階開示のための訂正である旨を記載いただいた上で訂正報告書を提出することについて、ご指摘のような抵抗感やネガティブな印象を持つ必要は全くありません。</p>
77	<p>二段階目に開示すべき書類については、訂正報告書ではなく別の名称の書類を設定すべきである。二段階目の開示は実務的工期の観点から生じるものであり、訂正ではない。日本語において「訂正」とは誤りを正すことを意味し、訂正という用語は利害関係者にネガティブな印象を与える。企業組織が誤りを訂正する公式文書を発することが如何に重大な意思決定を要するかをご理解いただきたい。</p>	
78	<p>SSBJ基準の適用が義務付けられた初年度と翌年度は、二段階開示が特例措置として設けられているが、二段階開示を行っていることは利用者に</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、ISSB基準においては、適用初年度の経過措置として、本来年次報告書に記載すべきサ</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>とって有益な情報であるため、永続化又は延長の是非を検討してほしい。</p>	<p>ステナビリティ関連財務開示の報告を、次の期中報告と同じタイミングで行うこと(二段階開示)が認められています。</p> <p>これに対し、我が国では、有価証券報告書においてSSBJ基準に準拠した情報開示を行うに当たっては、対象企業による自社の対応状況の把握やリソースの確保等のために一定の時間を要し、特に初期の段階では対応に苦慮する企業があることも予想されるため、二段階開示の適用期間を、SSBJ基準の適用開始初年度及びその翌事業年度の2年間としたものです。</p>
79	<p>公表承認日は訂正報告書(二段階目の開示)の公表直前の日付となり、後発事象は当該日付までをカバーすることになる。この場合、財務諸表には反映されていない後発事象がサステナビリティ関連財務開示にのみ反映されることになる。この点、財務諸表の訂正は要求されないという理解で良いか確認させていただきたい。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
▼開示ガイドライン5-16-2		
80	<p>SSBJ基準において既に合理的な方法による見積りが認められているため、原則見積りと確定値の差異については虚偽記載ではなく、この点について行政責任や民事責任に当たらない点を明確化する方向性は望ましい。</p> <p>しかし、財務諸表(あるいは、財務諸表監査)において、最善の見積りによる会計処理や開示(注記の記載)は虚偽記載ではないのと同様、十分に合理的な方法による見積りであっても、事後的に判明した乖離が広い意味での虚偽記載に当たるかのような誤認を与えないような表現や説明が非常に重要である。</p> <p>そのため、規制当局による十分な説明や周知を期待する。また、改めて、企業が萎縮せずに開示できる環境を整えるという大きな趣旨を阻害しないよう、制度設計において十分な配慮をお願いしたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
81	<p>有価証券届出書等に記載された将来情報に係るセーフハーバー・ルールについては、引き続き法令では規定されていないことを確認したい。</p>	<p>法令でのセーフハーバー・ルールの整備については、2025年12月26日公表の金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」を踏まえ、制度整備を検討します。</p>
82	<p>開示ガイドラインの規定では、スコープ3定量情報について、一般的に合理的と考えられる範囲で</p>	<p>「一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合」については、虚</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>差異が生じる要因や推論過程等、社内の開示手続等に関する記載がされている場合には、虚偽記載等の責任を負うものではないとする発行体等の法的責任の免責に関する考え方が示されている。</p> <p>上記のガイドラインが定めるセーフハーバー・ルールは、課徴金等の行政的エンフォースメントだけでなく、発行会社や発行会社役員等の民事責任規定や、開示規制違反に対する刑事罰も免責されるものか。</p>	<p>偽記載等の責任を追うものではないと考えられますが、開示ガイドラインは、法令の適用に当たり、留意すべき事項(制定・発出時点において最適と考えられる法令等の解釈・運用の基準)を示すものであるところ、必ずしも裁判所の判断を拘束するものではないため、民事責任や刑事責任の有無については、最終的に裁判所において判断されるものと認識しています。</p>
83	<p>将来情報に見積り情報を含むのか、統制の及ばない第三者から取得した情報がスコープ3定量情報だけを指すのかなどの観点から、文言の整理をされてはどうか。</p> <p>「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」(注)42では、統制の及ばない第三者から取得した情報の定義を子会社や関連会社を除く第三者から取得した情報に基づき開示される情報としており、スコープ3定量情報以外も含むものと理解する。</p>	<p>SWG中間論点整理を踏まえ、開示ガイドライン5-16-2の改正によって、新たにセーフハーバーの対象とした情報は、「スコープ3定量情報」になります。</p> <p>他方、「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」(2025年12月26日)において提言された将来情報等に係るセーフハーバー・ルールについては、今後、制度整備を検討してまいります。</p>
84	<p>セーフハーバーの対象となる「統制の及ばない第三者から取得した情報」には財務情報も含まれているため、このコンセプトの採用の可否を含めて再検討されてはどうか。</p> <p>財務情報にも多くの「統制の及ばない第三者から取得した情報」が含まれる。セーフハーバーの対象を非財務情報のうちの一部に限定するのであれば、財務情報に含まれる「統制の及ばない第三者から取得した情報」はセーフハーバーの対象にならないが、非財務情報に含まれる「統制の及ばない第三者から取得した情報」はその対象になるという状況が考えられる。仮にこのような差異を生じさせることの合理性を公正に説明することが難しいのであれば、このコンセプトの採用の可否を含めて再検討してはどうか。</p>	
85	<p>SSBJ基準に基づく開示が財務情報の見積り情報を参照するケースにおけるセーフハーバーの取扱いを明示する必要があるのではないか。</p>	
86	<p>セーフハーバーの対象は明確に限定するのが望ましいため、SSBJ基準に基づいて開示するのであれば、SSBJ基準のどの開示項目がセーフハーバーの対象になるのか個別に列挙するなどの方法を検討すべき。</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
87	<p>セーフハーバー・ルールの円滑な運用が図られるよう、以下の点について明確化を図っていただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本ルールの行政処分、民事責任、刑事罰の各観点、想定されるケース等を明示して欲しい。 2. 本ルールがTCFDに則り開示する移行計画やシナリオ分析等の将来情報にも適用範囲として含まれることを明示して欲しい。 	<p>貴重なご意見としてお伺いします。</p> <p>なお、開示ガイドライン5-16-2の改正によって、新たにセーフハーバーの対象となる情報は、SWG中間論点整理において提言されているとおり、「スコープ3定量情報」になります。同ガイドラインに示されている要件を満たす場合には、スコープ3定量情報はセーフハーバーの対象となります。</p>
88	<p>以下に掲げる点を踏まえると、株価への影響が小さいサステナビリティに関する将来情報と、業績予想のように株価への影響が大きい将来情報を同じ要件の下で、セーフハーバー・ルールの適用対象とすることは適切ではなく、開示ガイドライン上も業績予想はセーフハーバー・ルールの適用対象外とすべきと考える。</p> <p>また、現在金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループで検討されているセーフハーバー・ルール(注 意見提出時)の適用対象については、別途の法令改正で確定されるものと推察しているが、同様に業績予想については、検討中のセーフハーバー・ルールの適用対象外とすることが適切と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発行会社の将来の業績予測は、株式価値算定の基礎となり投資判断への影響が大きく、かつ、経営者の主観・恣意によるため、悪用されるリスクが極めて高い ・ したがって、訴訟リスクの高い米国では、将来の財務情報は開示されないのが実務である(例外がSPACである) ・ 業績予測の前提や算定過程を基準とするとしても、会計基準のような客観的な基準があるわけではないうえ、経営陣が達成可能と言っている業績予測を社外取締役、監査法人、弁護士、証券会社、当局が否定するのは現実的ではなく、ましてや一般投資家はその妥当性を判断することもできないため、経営者による過度に楽観的な業績予測の開示への有効な歯止めがない ・ 近時の粉飾決算の事案を上げるまでもなく、発行会社はベンチャーキャピタルその他の株主からの圧力や、自らの業績連動報酬により、株価を上昇させる強いインセンティブを有 	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、将来情報については、開示ガイドライン5-16-2により、既にセーフハーバーの対象とされております。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>している中で、訴訟リスクの低い日本で業績予測の開示を許せば、悪質な将来情報の開示により多くの投資家が損失を被り、資本市場における日本企業の開示への信頼を損ない資金調達にも支障をきたすおそれがある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また大型の公募案件ではGlobal Offeringが行われるのが一般的であるところ、英文目論見書において将来情報の開示がされない米国の機関投資家と法定開示書類で将来情報が開示される国内投資家のギャップをどう埋めるのか、日本企業の法定開示書類に記載されている将来情報を根拠にして米国で訴訟となる場合にどう対応するのか、目論見書の使用責任を負う証券会社が何をすれば発行会社による将来情報の虚偽記載等のリスクから守られるのかも不明であり、実務に混乱を生じるのは必定である <p>仮にセーフハーバー・ルールの設定により有価証券報告書における業績予想・事業計画の開示が一般化する場合、参照方式又は組込方式の有価証券届出書を提出する場合には、当該継続開示書類も目論見書の内容となること、上記の通り引受証券会社としては将来情報の開示責任を負うことは極めて困難であることを踏まえ、セーフハーバー・ルールに依拠して記載がなされた将来情報は、個別具体的な事情に応じて目論見書において記載すべき重要な事項に該当しないと判断される場合には、実務への影響を緩和するため、目論見書において当該将来情報を削除することが可能であることもご確認されたい。</p>	
89	<p>現行及び改正案におけるセーフハーバー・ルールの対象となる「将来情報」について、市場関係者の誤解が生じやすい用語であり、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおける会合資料に記載された定義を明記すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券報告書の作成時点からみて将来に関する情報であって、作成時点において金額、数量、事象の発生の有無等が確定していないもの ・ 統制の及ばない第三者から入手した情報 ・ 見積り情報(過去情報であっても、見積り情報である限り対象。なおオンバランス情報は対象外) 	<p>今回の改正は、SWG中間論点整理を踏まえたものであり、ご指摘の「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告」を踏まえた制度整備は、今後、検討を進めていきます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
90	<p>以下に掲げる点を踏まえると、そもそも「社内の手続」の開示をセーフハーバー・ルール適用要件とすることは必ずしも適切ではないと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「社内の手続」については、それがどの程度有効に機能しているのか、その手続により検討された将来情報等がどの程度信ぴょう性があるのか等について、一般投資家としては検証を十分に行うことは困難であると考えられる また、「社内の手続」が適切に運用・実行されていることまでを適用要件としない場合、開示書類に開示された社内体制が構築されているが、実際には適切に運用されていなかったという場合にも、セーフハーバー・ルールが適用される可能性があり、妥当でない 逆に、発行会社としても、どこまでの「社内の手続」を整備すれば「情報の入手経路を含む将来情報等の適切性を検討し、評価するための社内の手続」であるか分からず、事後的にセーフハーバー・ルールの要件を充足しないと判断されるリスクがあり、セーフハーバー・ルールに依拠することができない可能性がある。その結果として、策定されたセーフハーバー・ルールが活用されないおそれがある <p>また、「社内の手続」を開示することをセーフハーバー・ルールの適用要件とする方向自体は維持するとしても、求められる合理的な社内体制について、ガイダンスや指針により周知することが重要であるとする。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、開示ガイドライン5-16-2におけるセーフハーバーは、従前からの対象情報である将来情報に加え、今般の改正で追加するスコープ3定量情報について、</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来情報と実際に生じた結果が異なるとき (第三者から取得する情報であるという点に鑑み)スコープ3定量情報が事後的に誤りであることが判明したとき 見積りの方法によって算出されたスコープ3定量情報について確定値が判明したとき <p>においても虚偽記載等の責任を負うものではないとするものです。</p> <p>そして、セーフハーバーの適用を受けるためには、開示府令第二号様式記載上の注意(30)d(a)から(c)まで(条文修正後の(1)k(a)から(d)まで)に掲げる事項が一般的に合理的と考えられる範囲で具体的に説明されていることが必要です。</p> <p>これは、上場会社等が金商法や上場規則の要請により一般に有している管理体制等を前提とすれば、将来情報やスコープ3定量情報の記載に当たり、各企業において実際に検討された前提事実・仮定、推論過程や情報の適切性を評価等するための社内手続が合理性・具体性をもって開示されていれば、将来情報やスコープ3定量情報について一定の合理性が確保されていると考えられることに加え、投資者としては、そうした推論過程や社内手続の開示を元に投資判断ができると考えられるためです。こうした趣旨を踏まえると、セーフハーバーの適用を受ける上で、推論過程や社内手続が真実に開示されていることが必要と考えられます。</p>
91	<p>グローバル企業にとって、広範な取引先・拠点からの情報収集は過大な負担となり得るため、開示ガイドライン5-16-2の「合理的な範囲」を明確化し、過度なコスト・工数を回避しつつ信頼性ある開示が可能となる運用を求める。</p> <p>GHGプロトコルの考え方に沿い、意思決定に資する情報を優先し、既存の内部情報を最大限活用した上で、追加収集はコストと有用性のバランスで判断できる枠組みとすべき。特にスコープ3温室効果ガス排出量はサンプリング・推定を許容し、代表性・手法・前提の開示により透明性を確保する</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、SSBJ基準においても、バリュー・チェーンの範囲を決定するにあたり、報告期間の末日において企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な全ての「合理的で裏付け可能な情報」を用いなければならないとされ、その判断に当たって情報の網羅的な探索を実施することは求められないとされています。そうしたSSBJ基準の基本的な考え方に従って、情報開示に取り組んでいくことが重要と考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>ことが重要である。合理的範囲の判断は企業固有の状況を踏まえ、一律基準ではなく原則ベースで運用可能とすることを要望する。</p>	
92	<p>スコープ3定量情報に関して、開示ガイドライン5-16-2前段の「事後的に誤りであることが判明し」というのは、後段の「見積りの方法により算出したものと対比される点で、直接測定による方法を指すと考えられるが、そのような理解でよいか。</p>	<p>例えば、サプライチェーンから入手した活動量が、事後的に誤りであったということも想定されるため、「事後的に誤りであることが判明し」の表現は、直接測定により算出された場合のみを想定しているわけではありません。</p>
93	<p>開示ガイドライン5-16-2のスコープ3定量情報の後段部分に関して、「見積りの方法により算出した数値」は、合理的な見積りであることが必要というべきであり、合理的な見積りの方法といえない場合は、「一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合」には当たらないことになるはずであり、虚偽記載等の責任を負わないことにはならないのではないかと。</p>	<p>上場会社等が金商法や上場規則の要請により一般に有している管理体制等を前提とすれば、スコープ3定量情報について第二号様式記載上の注意(30)d(a)から(c)まで(条文修正後の(1)k(a)から(d)まで)に掲げる事項について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的に説明されている場合には、見積りの合理性が確保されていることが想定されますので、セーフハーバーの対象になると考えられます。</p> <p>他方で、SSBJ基準等に照らして合理的な見積りが行われていると言えないような場合には、「一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている」とは通常考えられず、その場合には、セーフハーバーの対象にならないものと考えられます。</p>
94	<p>開示ガイドライン5-16-2のスコープ3定量情報の後段部分でセーフハーバーの考え方があてはまるのは、見積りにより算出した数値と確定値が不一致の場合であり、その点を明示すべきではないかと。</p>	<p>スコープ3定量情報がセーフハーバーの対象になる場合は、「事後的に誤りであることが判明し、若しくは見積りの方法により算出した数値についての確定値が判明したとき」と考えられます。</p>
95	<p>上記No92～94を踏まえ、5-16-2の改正案は、下記のように文言を修正すべきではないかと。(コメント部分は下線部分)</p> <p><5-16-2 修正コメント></p> <p>…当該将来情報と実際に生じた結果が異なるとき又は<u>直接測定した当該スコープ3定量情報の数値が事後的に誤りであることが判明し、若しくは合理的な見積りの方法により算出した当該スコープ3定量情報の数値と異なるについての確定値が判明したとき</u>においても、虚偽記載等(重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることをいう。以下</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	5-16-2及び5-16-3において同じ。)の責任を負うものではないと考えられる。	
96	セーフハーバー・ルールの適用条件については、過度に詳細な情報や監査同等の負担を求めることは避けるべきである。具体的には、算定手法、使用したデータリソースの概要程度の開示にとどめるべきである。	貴重なご意見として承ります。
97	開示ガイドライン5-16-2では、スコープ3定量情報に係るセーフハーバー・ルールについて規定されているが、それ以外の将来情報等については、推論過程や社内の開示手続等の明記がなくても、不確実性の高い情報として当然にセーフハーバー・ルールが適用されるという理解でよいか。仮にスコープ3定量情報と同等の説明がセーフハーバー・ルール適用には一律で必要とされる場合、企業側の対応コストや負担が過大となる懸念がある。	<p>将来情報については、現行の開示ガイドライン上も記載に当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程等の検討内容が一般的に合理的と認められる範囲で具体的に記載されていることをもって虚偽記載等の責任を負うものではないと考えられるとしており、この要件は、改正後においても基本的に同様です。</p> <p>なお、今般の開示ガイドライン5-16-2の改正によるセーフハーバーの対象範囲、「将来情報等」に対するセーフハーバー・ルールの整備については、No.83からNo.86までのコメントに対する金融庁の考え方をご参照ください。</p>
98	セーフハーバー・ルールの対象は開示ガイドライン5-16-2に定められており、将来情報には「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」以外の事項の将来に関する事項も含まれるとされており、「当該説明を記載するに当たっては、例えば、開示府令第二号様式記載上の注意(30)d(a)から(c)までに掲げる事項を記載することが考えられる」との記述がある。このため、同様式記載上の注意(30)dに記載されている事項以外の将来に関する事項も同項目の中での開示が求められているとも読めるが、同様式記載上の注意(30)dにおいて記載が求められる将来情報は「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」に関するものに限定されるとの理解でよいか。	<p>将来情報については、改正前から開示ガイドライン5-16-2においてセーフハーバーの対象とされており。従前、セーフハーバーの要件は、社内で合理的な検討を経たものである旨、検討された内容(記載の前提とされた事実、仮定及び推論過程等)が一般的に合理的と考えられる範囲内で具体的に記載されていることが要求されていたところです。</p> <p>これらの記載事項は、今般の改正案の開示府令第二号様式記載上の注意(30)d(a)から(c)まで(条文修正後の(1)k(a)から(d)まで)に掲げる事項に概ね相当することから、開示ガイドライン5-16-2の表現を置き換えたものであり、基本的には将来情報に係るセーフハーバーの要件は改正の前後で変わっていないと理解しております。また、セーフハーバーの適用を受ける将来情報は、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の項目に記載される情報に限りませんので、例えば、同様式の「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目に将来情報が記載される場合には、基本的には、当該項目において同様式記載上の注意(30)d(a)から(c)まで(条文修正後の(1)k</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
		(a)から(d)まで)に掲げる事項を記載することとなります。
99	時価総額3兆円以上の企業が、2026年3月期より準拠表明を伴わない任意開示を行う場合、改正後の開示府令第二号様式記載上の注意(30)に基づき、開示を行うことは可能と思料するが相違ないか。その際、スコープ3定量情報も開示する場合、改正後の開示ガイドライン5-16-2に基づき必要な開示をすることでセーフハーバー・ルールが適用されると考えるが相違ないか。	前半で想定されている状況が定かではありませんが、準拠表明を行わないとすれば、SSBJ基準の適用がされていないこととなりますので、開示府令第二号様式記載上の注意(30)b及びcに基づき、サステナビリティ情報の開示をしているという位置付けになるものと理解しております。 なお、ご理解のとおり、スコープ3定量情報についてのセーフハーバーの対象になるかどうかは、SSBJ基準を適用しているかどうかとは関係がありません。
100	「将来情報等を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程」については、こと中期経営計画等の記載をイメージすると、何を記載すればいいのかわからず、(想定為替レートがたまにあるくらいで)開示されている例がほとんど見られない。もう少しわかりやすい表現に変えて、何を書くと良いか明確にするなどし、セーフハーバー・ルール適用の基準を明確にすべきではないか。	例えば、中期経営計画等における将来の業績予想の開示に当たり、前提とされた自社製品・サービスの概要や、業界動向等についての仮定に加えて、当該前提や仮定に基づき、その業績予想値等が合理的であるとの判断に至った一連の論理的過程を、重要性や事業上の秘密との兼ねいも勘案しつつ、開示することが考えられます。 今般の改正を受け、開示の積み重ねが確認できた場合には、好事例の収集・公表等に努めてまいります。
101	「情報の入手経路を含む将来情報等の適切性を検討し、評価するための社内の手続(将来情報等の開示について責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。)」について、こと中期経営計画等の記載をイメージすると、計画作成初年度、計画期間中の年度にどのようなことを記載することをイメージされているのか教えていただきたい。また、当初想定から乖離したからといって、計画期間中に中期経営計画の見直しを行わねばセーフハーバー・ルールの適用を受けられないわけではないことを確認したい。	例えば、将来の業績予想を開示するに当たり、その内容が社内でのどのような検討・評価を経て決定され、開示されることとなったのかという一連のプロセスのうち主要なものについて記載することが考えられます。 開示府令第二号様式記載上の注意(30)d(a)から(c)まで(条文修正後の(1)k(a)から(d)まで)に掲げる事項が一般に合理的と考えられる範囲で具体的に記載されていれば、開示した業績予想と実際の業績が乖離したことをもって虚偽記載等の責任を問われるものではないという点は、ご理解のとおりです。
▼その他		
102	SWGでは、有価証券報告書の提出期限を延長する案を取り下げることについて議論された。この点、次の目的を達成するためには、有価証券報告書の作成に十分な期間を確保することが必要である。 1. サステナビリティ関連財務開示を含む有価	貴重なご意見として承ります。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>証券報告書を高品質なものとする。</p> <p>2. 将来導入することが検討されているサステナビリティ情報の第三者保証の実効性を持たせ、その品質を確保する。</p> <p>このため、有価証券報告書の提出期限の延長についてはその必要性を引き続き検討すべきであると考える。</p>	
103	<p>二段階開示に加えて、「有価証券報告書の提出期限延長」というオプションを用意すべきである。企業側としては現行の期限内提出を当然目指すところではあるものの、一方で、サステナビリティ情報開示・保証に係る実務の全体像が見えない現況下において、保証人のリソースを含めた対応状況や慣れない手続への対応など、有価証券報告書提出直前で起こりえる事態に備える必要がある。制度上のバックストップとして、延長オプションは必要である。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、有価証券報告書の提出期限の延長については、SWG報告にあるように、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二段階開示の期間を2年間とするほか、当初は保証範囲が限定されていること等を踏まえると、提出期限の延長を行わないことが妥当 ・ 延長しないことは妥当だが、企業負担、保証業務実施者における十分な時間の確保といった実務の状況を見極める必要 ・ 実務の状況を踏まえて、数年後に延長の要否について改めて検討する余地を残しておくのがよい <p>といった意見を踏まえ、提出期限の延長は行わないこととしております。</p> <p>一方、同報告においては、開示ガイドラインの改正により、SSBJ基準に基づく情報開示と保証制度の導入の初期の段階における提出期限の延長承認プロセスを明確化し、個別的な対応として、延長承認の制度を柔軟に活用できるようにする旨提言されたことも踏まえ、円滑な制度導入に努めてまいります。</p>
104	<p>有価証券報告書で見積り算定による推計値の開示、その後の半期報告書で確定値提出も可能とされているところ、実績値を集計した確定値が正確なデータであり、投資家にも企業にも保証の有用性が高いと考えられる。また、GXリーグでも実績値への保証が求められている。</p> <p>有価証券報告書の総会前開示早期化が求められる中、推計値と確定値の二重保証は開示早期化にも影響し非効率である。</p> <p>また、二段階開示の経過措置後においても、有価証券報告書での推計値開示後に確定値の提出を予定している場合には、推計値ではなく、後日提出する確定値に限定保証を付けることを許容する等、信頼性と効率性を両立する制度設計を要望</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	する。	
105	サステナビリティ開示基準の適用に関連して導入が予定されている第三者保証に関し、その範囲や水準に関する制度設計やガイダンスについて、可能な限り早期に示していただきたい。	
106	第三者保証については限定的保証とされているところ、その保証においては、例えばGHG排出量については、スコープ1、スコープ2を含め、その値に係る推計方法が、使用する測定基準の考え方を踏まえて合理的に十分なものであることを確認することで足とするなど、合理的な範囲のものとするとの考え方を示していただきたい。	
●人的資本開示に関する制度見直し		
▼全般		
107	<p>本改正案における人的資本開示の拡充、すなわち企業戦略と関連付けた人材戦略や従業員給与等の決定方針の開示を求める方向性自体には賛同する。</p> <p>一方で、生成AIを始めとするAIツールの業務活用が、短い時間軸の中で急速に進化・普及している現状を踏まえると、人的資本開示の実務が、旧来型の狭義の人材育成(知識習得、資格取得、座学中心の研修等)の拡充に過度に傾くことにより、日本企業のスピード感ある変革と成長をかえって阻害する「意図せざる結果」を招きかねないのではないかと懸念している。</p> <p>人的資本開示は、本来、企業の成長戦略と人材戦略を連動させ、その実行状況を投資家に対して分かりやすく説明するための枠組みであると理解しており、その趣旨が十分に活かされるよう、生成AIの急速な進展を前提とした「人とAIの共生」の視点を、開示実務において損なわないことが重要であるとする。また、人的資本の量や質のみならず、テクノロジーとの組合せ方自体が企業価値創造の中核となりつつあることを踏まえれば、この点をどのように説明し得る枠組みとするかは、今後の日本企業の競争力にとっても重要な論点と考える。</p> <p>そこで、人的資本開示の運用に関して、特に次の2点について、貴庁としての整理・考え方を示していただきたい。</p> <p>1. 人的資本戦略の中に、生成AI等の活用を通</p>	<p>本改正に賛同いただき、ありがとうございます。</p> <p>なお、今回の開示府令の改正により人的資本の開示の充実を図る趣旨は、人的資本が中長期的な企業価値の向上のために不可欠な要素であり、人的資本に関する情報の充実が投資家が企業の成長可能性を判断するために重要であると考えられることにあります。</p> <p>企業が置かれた状況は、各企業の業態や規模等によっても異なることから、ご指摘の生成AIの活用と人的資本戦略との関係といった特定分野の開示の適否について、当庁として何等かスタンスをお示しすることはありません。</p> <p>各企業によって、中長期的に企業価値を向上させていくために必要と考えられる人材戦略等が立案され、その内容を開示いただくことが、投資判断に資する情報開示につながるものと考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>じた業務プロセスの見直しや、人とAIの役割分担の再設計といった取組を含めることがあり得るのか、またその場合にどのような考え方で開示を行うことが適当と考えるのか。</p> <p>2. 生成AI等を活用しないこと自体が、将来の競争力や生産性を毀損し得るリスクとなり得るという観点を、人的資本開示やサステナビリティ情報開示の枠組みの中でどのように位置付け得るのか。</p>	
108	<p>今回の人的資本開示に関する府令改正案は、経営戦略と関連付けた人材戦略の開示や、給与決定方針の説明の充実などを通じて、投資家にとって重要な情報が見える化しようとするものと理解しており、その方向性自体は大変意義深いと考えている。一方で、2022年頃から急速に普及した生成AI等のデジタル技術が、企業の業務や競争力、人材に与える影響の大きさを踏まえると、現行の改正案だけでは、投資家の実務上とても気にしている論点が十分に可視化されないのではないかと懸念も抱いている。</p> <p>そのため、本意見では、特に人的資本開示のうち「人材戦略に関する基本方針等」及び「給与等の決定方針」に関して、生成AI等のデジタル技術と人材戦略の関係を、ガイドラインや記載例のレベルで明示していただきたいという点に絞って要望させていただく。</p> <p>【要望事項】</p> <p>1. 開示府令第二号様式記載上の注意(58-2)「人材戦略に関する基本方針等」や、開示ガイドライン、将来の記載例、Q&A等において、生成AI等のデジタル技術と人材戦略(人材ポートフォリオ、リスクリング、配置転換等)の関係を、非網羅的な「記載の観点・例示」として明示していただきたいこと。</p> <p>2. 同(58-2)b「給与(賞与を含む。)その他の給付の額及び内容の決定に関する方針」の説明においても、生成AI等の活用とスキル獲得・職務再設計・業務改善への貢献などとの関係を開示し得ること、またそれが投資家の理解に資することを、例示として示していただきたいこと。</p> <p>3. 上記1及び2の観点が、人的資本開示が本</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>格適用される2026年3月期から、記載例やQ&A等の運用を通じて、投資家が企業間で比較可能な形で把握できるよう配慮していただきたいこと。</p>	
109	<p>本改正案に基づく人的資本開示は、企業の将来価値創出力を評価する上で重要な情報を提供する一方で、生成AIを前提とした経営環境の変化を十分に反映できていない可能性があると考えられる。</p> <p>以上の問題意識を踏まえ、長期機関投資家として、以下の点について金融庁の見解を伺う。</p> <p>第一に、内閣府の人工知能基本計画が前提とする、生成AIを活用した事業横断的かつ非連続的な価値創出モデルと、本改正案における人的資本開示の基本的な考え方との間に生じ得る構造的な不整合について、金融庁としてどのように認識しているのかを明らかにしていただきたい。</p> <p>第二に、人的資本開示が、事業部門別又はカンパニー制を前提とした人材戦略を固定化し、生成AIを前提とした全社的な組織再編、人材再配置、業務再設計を阻害する可能性について、制度設計上どのような配慮がなされているのかについて見解を伺う。</p> <p>第三に、生成AIの進化により短期間で代替又は価値毀損が生じ得るスキルや職能への人的投資が、人的資本開示を通じて過度に正当化又は助長されるリスクを、長期的な資本配分及び企業価値評価の観点からどのように評価しているのかについて考え方を示していただきたい。</p> <p>第四に、全社AI部門や横断的なAI活用組織が、人材戦略、組織設計、ガバナンス、評価制度にどのように組み込まれているのかについて、長期投資家が適切に評価可能となるような開示の在り方を、今後検討する考えがあるのかについて伺う。</p> <p>第五に、人的資本開示が、政府全体のAI戦略が目指す生成AIを前提とした横断的かつ持続的な成長モデルと整合的に機能するよう、今後どのような補完、見直し、指針の明確化を想定しているのかについて、金融庁の中長期的な考え方を示していただきたいと考えます。</p>	
110	<p>開示自体には賛成。人材投資の考え方を説明することは経営に不可欠であり、人的資本開示に反対はしないが、制度化による現場への影響は</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>慎重に検討すべきである。</p> <p>財務では限られた予算を「人材育成」「IT刷新」「業務改革」などで比較検討している中で、人的開示を制度化することにより「説明しやすい投資」(研修制度など)が優先され、「説明しにくい投資」(業務変革など)が後回しになるおそれがある。</p> <p>生成AIなど技術変化で、数年後に現在の施策が有効であるかは不確実であるが、制度化することで「形式的な説明」をすることが促され、柔軟な判断を阻害する可能性がある。</p> <p>実務では事業横断的な人材活用が多く、事業単位で整理しにくい。開示のために組織説明を単純化すると、柔軟性が損なわれるという懸念がある。</p> <p>情報収集・整理・確認に多くの部門が関与するため、変革期には負担が大きい。</p> <p>開示は経営実態を正しく伝える手段であるべきであるところ、企業の状況や試行錯誤も含め、多様な表現を許容する柔軟性が必要であり、一律の枠組みとすることで判断の幅を狭めないよう、制度の運用において柔軟性が確保されることを期待している。</p> <p>人的資本投資は数字だけで評価できず、適切性は時間を経て分かる。制度は過度な制約とならず、実態に即した説明を可能にすることが重要である。</p>	
111	<p>従業員給与の方針について開示する点は、人的資本の開示充実に向けた前向きな改正だと賛同する。従業員への給与は、人的資本投資の中核的なものの一つであると認識している。</p>	<p>本改正に賛同いただき、ありがとうございます。</p>
112	<p>企業は既に任意の開示媒体で積極的に人的資本に係る情報を公開している中、有価証券報告書という規範性の高い開示媒体において改めて開示を求めることは企業の負担を増やすことになるため、人的資本の開示に関する現状課題認識及び有価証券報告書での開示を求める意義を明確にしていきたい。</p>	<p>有価証券報告書や任意開示書類において、企業の創意工夫によって、既に経営方針・経営戦略等を踏まえた人材戦略等の開示の充実に取り組んでいる例もみられるところです。</p> <p>人的資本は、企業が中長期的な価値を向上させていくために極めて重要な要素であり、投資者が中長期的な企業価値を評価するための情報としての人的資本開示の重要性は高いと考えています。なお、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」等の閣議決定文書においても人的資本開示の充実について指摘されています。</p>
113	<p>企業は人的資本について、既に任意の開示媒体で積極的に情報を公開しており、有価証券報告書という規範性の高い開示媒体において改めて開示を求めることは企業の負担を増やすことになるため、合理的な説明は必要不可欠である。追加</p>	<p>こうしたことから、任意の開示書類ではなく、有</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	指標開示を決定する前に、人的資本の開示に関する現状課題認識及び有価証券報告書での開示を求める意義を明確にすべきである。	価証券報告書等の法定開示書類において人的資本開示の充実を図ることが、投資者保護に資する情報開示を実現できるほか、投資者利便の向上と作成者の負担軽減の観点からも望ましいものと考えています。
114	「人材戦略に関する基本方針等」の開示を追加し、「経営方針・経営戦略等に関連付けて、具体的に記載すること」を求める趣旨は何か。「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」の「(2)②人的資本に関する情報開示の充実を通じた企業価値の向上」において、「人的資本は企業の戦略達成・価値創造における重要な要素であり、経営戦略と人材戦略を関連付けた開示が投資家にとって有用であることから、有価証券報告書における人的資本開示の充実を図ることを検討する」とされていたことなどを踏まえたものであると理解してよいか。	<p>人的資本は、企業の中長期的な価値の向上のために極めて重要な要素であるとの考えの下、人的資本の開示の充実を図ることは、投資者による企業の中長期的な企業価値の評価のために重要な施策であると考えています。</p> <p>なお、ご指摘の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」等の閣議決定文書においても人的資本開示の充実について指摘されています。</p>
115	従業員給与等の決定方針の開示を求める理由は何か。「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」において、報酬制度を通じた従業員の士気向上や中長期的な企業価値向上につなげていく方針が示されていたことを踏まえたものと理解してよいか。	
116	「人的資本開示に関する制度見直し」に係る今回の提案については、デュー・プロセスを経ず、事前に関係者間の十分な議論がなされないまま2025年8月26日に開催された第1回金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ(DWG)」にて、「報告事項」として突然紹介された。DWG当日にも、SSBJのデュー・プロセスを経て検討すべき内容である旨、公の場において関係者間で議論を行った上で、有価証券報告書の記載事項として定めるべきか否かを慎重に検討・判断すべき旨を経済界として主張したにもかかわらず、その後一度も議論されることなく、今回のパブリックコメントで提案される形となった。当該プロセス及び提案内容について、拙速感が否めず大変遺憾である。	<p>人的資本は、中長期的な企業価値の向上のために極めて重要な要素であると考えられることから、SSBJ基準の適用対象企業であるか否かにかかわらず、人的資本の開示の充実を図ることは、投資者が企業の中長期的な企業価値を評価できるようにするための重要な施策であると考えています。</p> <p>なお、人的資本開示の充実については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」等の閣議決定文書においても指摘されています。</p>
117	人的資本開示拡充が重要であることについては、経済界としても十分に認識しており、真に有用な情報であれば一定のコストをかけてでも開示すべきと考えるが、今回の公開草案の内容の有用性には強い疑問を持っている。公開草案自体の目	貴重なご意見として承ります。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>的や有用性に係る説得的な説明は十分に行われておらず、今後の丁寧な対応に期待する。</p>	
118	<p>各種サステナビリティ関連の開示情報の中でも、人的資本に関する情報は従業員構成や事業形態等、各社の状況によって指標の有用性が異なる。そのため、十分な議論なく同一指標の開示を上場企業全社に適用することは、有価証券報告書利用者への便益は限定的な一方、徒に企業の負担ばかりを増加させる。各社のビジネスモデルや事業戦略等を踏まえた取組の実態や進捗の把握に資する開示を行うことが、企業及び利用者にとって重要であり、基準に則った前提で各社に開示内容の判断を委ねるSSBJ基準を人的資本開示の基礎とすることが、有用な人的資本開示の実現に資すると考える。</p>	<p>今般の主要な改正点は、企業戦略と関連付けた人材戦略及びそれを踏まえた従業員給与等の額・内容の決定方針といった定性的情報の充実を図ることにあり、ご指摘のような「同一指標の開示事項」を追加することを特に意図したものではありません。</p> <p>また、現状におけるSSBJ基準の個別開示基準としては人的資本開示の基準が定められていないこと、SSBJ基準の適用対象企業であるか否かにかかわらず、その開示の充実を図ることが投資者保護に資すると考えられることを踏まえ、内閣府令において開示を求めることとしたものです。</p> <p>なお、人的資本開示の充実は「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」等の閣議決定文書においても指摘されています。</p>
119	<p>開示項目が追加された場合、その後の削減は困難となることが多いと考えられ、上記の意義を明確化せぬまま追加することは、有価証券報告書の記載内容のスリム化のモメンタムとも逆行する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、有価証券報告書の記載事項の整理については、2026年春頃から金融審議会・ディスクロージャーワーキング・グループにおいて議論を開始する予定です。</p>
120	<p>グローバルでは、人的資本はサステナビリティ情報の一部と位置付けられると理解する。SSBJ基準を金商法に取り込むことで世界標準の開示を推進する中、「サステナビリティに関する考え方及び取組」以外の箇所で人的資本の開示を求める理由が不明であり、作成者・利用者双方の混乱や作成者負担の増大を招くため、開示に反対する。</p>	<p>現状のSSBJ基準の個別開示基準としては人的資本開示の基準が定められていないこと、SSBJ基準の適用対象企業であるか否かにかかわらず、その開示の充実を図ることが投資者保護に資すると考えられることを踏まえ、内閣府令において開示を求めることとしたものです。</p> <p>なお、人的資本開示の充実は「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」等の閣議決定文書においても指摘されています。</p>
121	<p>欧米でも求められない項目を、有価証券報告書の開示要求事項として定めてしまえば、諸外国に比しわが国の開示が突出することになり、国際的整合性の観点からも望ましくない。日本固有の課題に関連する情報の開示は、日本企業のみ追加的な実務負担を強いることに繋がるにもかかわらず、公の場での議論もなく、開示の目的や有用性も不明瞭なまま、先行して制度化することは</p>	<p>人的資本は、企業が中長期的な価値を向上させていくために極めて重要な要素であり、投資者が中長期的な企業価値を評価するための情報としての人的資本開示の重要性は高いと考えています。</p> <p>なお、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」等の閣議決定文書においても人的資本開示の充実について指摘さ</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	スクが伴う。	<p>れています。</p> <p>こうした経緯も踏まえ、今般内閣府令を改正し、有価証券報告書等の法定開示書類において人的資本開示の充実を図ることとしたものです。</p>
122	背景事情の補足説明による有価証券報告書の長大化や、開示情報の責任説明に起因する作成者の実務負担増も懸念する。	貴重なご意見として承ります。
123	人的資本に関する開示基準は、今後国際的な議論において策定が検討されているものであり、現時点で、わが国の法定開示において、先行して拡充すべきではないと考える。今後の国際的な人的資本開示を取巻く検討状況を注視しつつ、SSBJにおいてわが国のサステナビリティ開示基準として検討を行うべきであり、その際には従来から存在する人的資本に類する指標（例えば管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異など）等、類似や重複する開示事項は無くす方向で検討いただきたい。	現状のSSBJ基準の個別開示基準としては人的資本開示の基準が定められていないこと、SSBJ基準の適用対象企業であるか否かにかかわらず、その開示の充実を図ることが投資者保護に資すると考えられることを踏まえ、内閣府令において開示を求めることとしたものです。
124	<p>本改正案は、従業員の状況を現行の「第1 企業の概況」から「第4 提出会社の状況」に移した上で、記載上の注意(58-2)と一緒に記載することを求めていると理解している。</p> <p>一方で、本改正案の「従業員の状況等」に記載すべき事項では、主に連結会社の観点からの記載も求めており、「第4 提出会社の状況」における他の情報が主に提出会社単体に関する情報であることを考慮すると、従来の「第1 企業の概況」又は「第2 事業の状況」に移動することが適当と考える。</p>	「従業員の状況等」の項目に記載する事項は、「第2 事業の状況」とは性格が異なるものと考えられますので、「第4 提出会社の状況」の中に置くこととしたものです。なお、この位置に置くことにより、「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」における経営方針・経営戦略等や、「第4 提出会社の状況」の「4 コーポレート・ガバナンスの状況等」の「(4) 役員の報酬等」を踏まえた上で、「人材戦略に関する基本方針等」について記載することとなるという点で、適当と考えています。
▼人的資本開示の記載箇所		
125	<p>SSBJ基準適用企業は有価証券報告書における人的資本に関する情報開示は、「サステナビリティに関する考え方及び取組」のみで行い、「従業員の状況等」での記載は任意とすることを提案する。</p> <p>また、人的資本について求められる開示内容は内閣府令に準拠するのではなく、SSBJ基準に準拠して作成されることが適切と考える。</p>	<p>開示府令第二号様式の「人材戦略に関する基本方針等」の項目と「サステナビリティに関する考え方及び取組」の項目に記載する事項に重複が生じる場合は、前者の項目において参照文言を付した上で、後者の項目にまとめて記載することも否定されるものではありませんので、その点を明確にするため、同様式記載上の注意(58-2)を修正しました(その逆については、同様式記載上の注意(30)cに規定あり)。</p> <p>なお、現状のSSBJ基準の個別開示基準としては人的資本開示の基準が定められていないこ</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
		と、SSBJ基準の適用対象企業であるか否かにかかわらず、その記載の充実を図ることが投資者保護に資すると考えられることを踏まえ、内閣府令において開示を求めることとしたものです。
126	人的資本に関して、「サステナビリティに関する考え方及び取組」や「人材戦略に関する方針」と記載箇所が複数あり、どちらに何を記載するのか棲み分けが難しい。具体的な記載例の掲示を要望する。	<p>開示府令第二号様式の「人材戦略に関する基本方針等」の項目と「サステナビリティに関する考え方及び取組」の項目に記載する事項に重複が生じる場合は、参照文言を付した上で、いずれかの項目にまとめて記載することも否定されるものではありません。投資者の理解の向上の観点からより望ましいと考えられる項目に記載いただくことが可能です。</p> <p>なお、記載例をお示しすることについては、各企業の実態に応じた人的資本開示の充実を図る観点から必ずしも適当でないと考えられます。当庁においては、2025年12月にも人的資本の好事例集の公表を行っているところですが、引き続き、好事例集の収集・公表等を通じて、人的資本開示の浸透に努めてまいります。</p> <p>[参考]</p> <p>2025年12月25日『「記述情報の開示の好事例集2025(サステナビリティ情報の開示)」の公表』 『2.「人的資本、従業員の状況」の開示例』 (https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20251225/05.pdf)</p>
127	「従業員の状況」における人材戦略に関する方針等の記載については、既存のサステナビリティパートにおける人材戦略の記載内容と同一又は実質的に同様の内容を記載することとしても差し支えない、すなわち、両者の間で内容を厳格に差別化することまでは求めていない、という理解でよいか。	開示府令第二号様式の「人材戦略に関する基本方針等」の項目と「サステナビリティに関する考え方及び取組」の項目に記載する事項に重複が生じる場合は、前者の項目において参照文言を付した上で、後者の項目にまとめて記載することも否定されるものではありません。その点を明確にするため、同様式記載上の注意(58-2)
128	人材戦略に関する基本方針及び従業員の状況に関する開示について、サステナビリティの取組においてSSBJ基準を適用した会社が結果として同様の開示を行う場合、重複した開示が行われることになるため、当該記載事項の開示の省略を検討いただきたい。	を修正しました(その逆については、同様式記載上の注意(30)cに規定あり)。
129	「サステナビリティに関する考え方及び取組」で記載している事項と相互に要求事項を満たしている場合、相互参照の可否が論点となるが、本改正案には記載されていない。	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	この点、既存の(30-2)の規定及び開示ガイドライン5-14に基づき、相互参照が可能である点を確認したい。	
130	人的資本については、「サステナビリティに関する考え方及び取組」における記載と、今回提案された「従業員の状況等」の「人材戦略に関する基本方針」「従業員の状況」における記載があり、特に定性的な情報について、どの記載欄にどのような記載を行うべきなのか書き分けをイメージすることが難しい。記載内容が重複することは、作成者のみならず読み手側も混乱するという事態に繋がるため、いずれかの記載欄での人的資本関連の記載の削除・省略を可能とすることも含め、より具体的に整理すべき。	
131	今後サステナビリティ情報開示が拡充され、今回提案されているような情報と同じような情報の開示が求められた場合に、有価証券報告書の既存の人的資本の開示への対処をどうすべきかなど、迅速に指針を示すべき。	
132	貴庁として「従業員の状況」における記載と、サステナビリティパートにおける記載との間で、想定している役割や記載の粒度に一定の違いがある場合には、その考え方の違いを開示ガイドラインやQ&A等で可能な範囲でご提示いただきたい。 同趣旨の事項について不必要な差別化や重複記載を行うことは避けつつ、制度の趣旨に沿った形で適切に開示を行いたいと考えており、「両パートで同様の記載を行っても差し支えないのか」、あるいは「一定の役割分担を前提としているのか」について、考えを示していただきたい。	
133	記載上の注意(30)cに記載すべき情報に関しては、他の箇所に記載した場合には、その旨を記載することによって省略することが認められることから、例えば、同「(58-2)人材戦略に関する基本方針等」における開示に含めて記載することが許容されると解される。 一方で、記載上の注意(30)aにおけるSSBJ基準に準拠したサステナビリティ情報の開示や同(58-2)に関しては、同(30)cのなお書に相当する記載はないため、他の個所で対応する開示があった場合でも、記載の省略はできないと理解している。	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>しかしながら、SSBJ基準に基づくサステナビリティ情報を一括して「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載する方針を採用する場合には、人的資本を含むサステナビリティ情報を集約して開示することも容認することが考えられる。</p> <p>また、企業においても、そのように人的資本に関する情報をサステナビリティ情報に集約して開示したいニーズもあると考えられる。このため、記載上の注意(58-2)においても、同(30)cのなお書に相当する規定を定めることが考えられる。</p>	
134	<p>第二号様式記載上の注意「(30)サステナビリティに関する考え方及び取組」で規定されている人的資本に関する戦略の記載内容と、(58-2) a「連結会社の人材戦略(以下略)」に関する記載内容の一部又は全部が重複する場合も考えられることから、第二号様式記載上の注意「(30)c (c)」における以下の記載を(58-2)にも追加することにより、省略箇所を選択できるようにしていただきたい。</p> <p>「記載することとされた事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。」</p>	
135	<p>第二号様式記載上の注意(58-2)aと(30)cのいずれにも含まれ得ると考えられる人材戦略・人的資本については、例えば、人材戦略・人的資本に関する記載を「従業員の状況」に集約し、「サステナビリティに関する考え方及び取組」では、「従業員の状況」における記載を参照するような記載とすることは許容されるという理解でよいか。</p>	<p>ご指摘の記載方法については、開示府令第二号様式記載上の注意(30)cにより可能です。</p>
▼開示府令第二号様式記載上の注意(58-2)		
136	<p>「連結会社の人材戦略を連結会社の経営方針・経営戦略等に関連付けて、具体的に記載すること。」に関して、連結ベースでの開示の中身については各社方針に委ねられているのか、あるいは一定の基準が求められているのが不明瞭であり、具体的な記載例の提示を要望する。</p>	<p>人的資本は企業の中長期的な企業価値の向上にとって極めて重要な要素であると考えられるところ、各社において立案されていると考えられる、経営方針・経営戦略等と関連付けた人材戦略について開示することが求められます。経営方針・経営戦略等に関連付けた人材戦略は会社によって区々であり、また、各企業の実態に応じた人的資本開示の充実を図る観点からは、記載例をお示しすることは適当でないと考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>なお、当庁においては、2025年12月にも人的資本の好事例集の公表を行っているところですが、引き続き、好事例集の収集・公表等を通じて、人的資本開示の浸透に努めてまいります。</p> <p>[参考]</p> <p>2025年12月25日『「記述情報の開示の好事例集2025(サステナビリティ情報の開示)」の公表』 『2.「人的資本、従業員の状況」の開示例』 (https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20251225/05.pdf)</p>
137	<p>新たに開示が求められる「従業員給与等の決定方針」については、投資者が企業の成長可能性を判断するために有用となる情報を提供することが目的であると認識しており、具体的な開示内容については、発行者において上記の目的に照らして適切に記載することが求められているという理解でよいか。</p> <p>上記が正しい場合、自社の開示内容の参考とするため、記載内容の観点を例示いただきたい。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>なお、従業員給与の額及び内容の決定に関する方針は企業によって区々であり、「記載内容の観点」をお示しすることについては、各企業の実態に応じた人的資本開示の充実を図る観点から適当でないと考えます。</p> <p>なお、当庁においては、2025年12月にも人的資本開示の好事例集の公表を行っているところですが、引き続き、好事例集の収集・公表等を通じて、人的資本開示の浸透に努めてまいります。</p> <p>[参考]</p> <p>2025年12月25日『「記述情報の開示の好事例集2025(サステナビリティ情報の開示)」の公表』 『2.「人的資本、従業員の状況」の開示例』 (https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20251225/05.pdf)</p>
138	<p>「人材戦略」の記載範囲が抽象的であり、戦略全般を対象とするのか、特定テーマに関する戦略を対象とするのかが不明確であるため、ガイドライン等において明確化いただきたい。もしくは、各企業の判断に委ねられるのであれば、その旨明示いただきたい。</p>	<p>人材戦略については、開示府令第二号様式の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の項目に記載した経営方針・経営戦略等と関連付けて記載する必要があります。</p>
139	<p>企業戦略と関連付けた人材戦略及びそれを踏まえた従業員給与等の決定方針の開示が求められているが、開示の具体的なイメージが不明確であるため、今後、参考となる具体的な開示事例等を示していただきたい。</p> <p>このうち、従業員給与等の決定方針については、企業によっては秘匿性の高い事項であり、開示は極力控えたい内容とも考えられる。今回の改正案では、具体的な項目や記載内容が明示され</p>	<p>当庁においては、2025年12月にも人的資本開示の好事例集の公表を行っているところですが、引き続き、好事例集の収集・公表等を通じて、人的資本開示の浸透に努めてまいります。</p> <p>[参考]</p> <p>2025年12月25日『「記述情報の開示の好事例集2025(サステナビリティ情報の開示)」の公表』 『2.「人的資本、従業員の状況」の開示例』 (https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20251225/05.pdf)</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>ておらず、どのような情報を記載すべきか判断が非常に難しい状況が想定される。このため、特に「従業員の給与等の決定方針」の開示について、要求事項の具体化、又は具体的な記載例やガイダンスを提供いただきたい。</p>	<p>/05.pdf)</p>
140	<p>第二号様式の記載上の注意(58-2)aにおいて新たに記載が求められる「人材戦略」とは具体的にどのような内容か。例えば、人材を重視する理由、獲得目標となる人材の量・種類・獲得方法や、人材の育成方法、人材の定着のための施策などから提出会社が重要と考える事項を記載すればよいか。</p>	<p>一般的には、ご指摘のようなものが含まれると考えられますが、開示府令第二号様式の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の項目に記載した連結会社全体の経営方針・経営戦略等と関連付けて記載する必要があります。</p> <p>なお、当庁においては、2025年12月に人的資本に関する好事例を公表しておりますので、ご参照ください。</p> <p>[参考]</p> <p>2025年12月25日『「記述情報の開示の好事例集2025(サステナビリティ情報の開示)」の公表』 『2.「人的資本、従業員の状況」の開示例』 (https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20251225/05.pdf)</p>
141	<p>第二号様式記載上の注意(58-2)bにおける給与の決定に関する方針とは具体的にどのような内容か。例えば、基本給・賞与といった給与の構成、ジョブ型か職務能力型かといった給与の考え方、給与水準のベンチマーク、給与の決定プロセスなどを必要に応じて記載すればよいか。</p>	<p>一般的には、ご理解のとおりです。</p> <p>なお、「役員の報酬等」の項目の記載内容を参考にすることも考えられます。</p>
142	<p>第二号様式の記載上の注意の(58-2)bの「その他の給付の額及び内容」とは具体的にどのような内容か。例えば、特徴的な福利厚生制度、従業員持株制度、ストック・オプション制度、従業員向けの株式報酬制度なども含まれるか。</p>	<p>「給与その他の給付の額」と「給与その他の給付の内容」の「決定に関する方針」について記載することとなります。</p> <p>給与に加え、福利厚生等の目的でストックオプション等を付与する仕組みがあれば、その方針についても記載することが考えられますが、全ての「給与その他の給付」について網羅的に記載することまで求められるものではありません。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
143	<p>新設された開示府令第二号様式記載上の注意(58-2)人材戦略に関する基本方針等のbでは、従業員の給与等の額及び内容の決定に関する方針の記載が要求されているが、前者については連結ベースの記載が要求される一方、後者については提出会社の記載に限ることが認められている。</p> <p>特に持株会社などでは、連結ベースでの給与の額と提出会社単体での給与の額とでは、臨時従業員の有無を含めて大きく乖離することも考えられるが、そのような場合であっても、「内容の決定に関する方針」については提出会社の記載に限ることが認められるのか確認したい。</p>	<p>開示府令第二号様式記載上の注意(58-2)aの「人材戦略」に関しては、「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の項目に記載する「経営方針・経営戦略等」に関連付けて記載することになるところ、「経営方針・経営戦略等」が連結会社ベースで記載することとされていることも踏まえると、「人材戦略」についても連結会社ベースでの記載が適切と考えられます。</p> <p>他方、同様式記載上の注意(58-2)bの「給与(賞与を含む。)その他の給付の額及び内容の決定に関する方針」については、提出会社が連結会社全体の方針についてまで関与しないことも考えられることや、かかる方針について記載を求めた場合の負担にも配慮し、「提出会社に係るものに限ることができる」としてしています。</p>
144	<p>開示府令第二号様式記載上の注意(58-2)aの人材戦略は連結ベースの記載が求められる一方、(58-2)bの給付額及び決定方針は提出会社に限定できるとされている。</p> <p>例えば、多数の臨時従業員を擁する飲食業において提出会社が持株会社である場合、「臨時従業員が果たす役割が重要」と判断された場合であっても、実際の飲食業運営を行う子会社についてはbの要求事項が開示されないことになり、改正の意図が反映されない規定になっている点が懸念される(提出会社に臨時従業員がいないことも考えられる)。</p>	<p>なお、(58-3)bにおいて、提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合には、最大人員会社の従業員の平均年間給与等の開示が求められることとなります。これを踏まえると、提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合には、最大人員会社も含めた給与その他の給付の額及び内容の決定に関する方針が開示されることが適切と考えられますので、規定を修正しました。</p>
145	<p>第二号様式に新設される「人材戦略に関する基本方針等」について、「連結会社」が記載対象とされているが、連結会社は企業集団によって連結会社の構成や規模が異なることから、単に連結会社とするのではなく「主要な連結会社」とした方が有価証券報告書利用者の理解に資すると考える。</p>	<p>開示府令第二号様式の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の項目に記載する経営方針・経営戦略等については、従来から連結会社全体について記載することが求められており、「提出会社」や「主要な連結会社」に限定した記載事項とはなっていません。今回の改正においては、「経営方針・経営戦略等」に関連付けて人事戦略を記載することを求めるものであるため、人材戦略の記載の対象となる会社の範囲についても連結会社全体とすることが適切と考えられます。</p>
146	<p>連結会社の範囲について、個々の連結子会社における人材戦略を全て開示する場合、開示が過度に煩雑となるおそれがあるため、グループ全体の人材戦略又は人材戦略上重要な連結会社に絞った開示等の対応を許容いただきたい。</p>	<p>人材戦略については、連結子会社ごとに記載することを求める趣旨ではありません。</p> <p>開示府令第二号様式の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の項目に記載した連結会社全体としての経営方針・経営戦略等と関連付けて、連結会社全体としての人材戦略を記載</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
		することになります。
147	<p>グループ経営の考え方や方針、管理実態は各社で区々であるところ、全ての提出会社が連結会社の「給与(賞与を含む。)その他の給付の額及び内容の決定に関する方針」を把握又は管理しているわけではないのが実態である。そうした会社にとって、本事項の開示対象を一律連結会社とされることは、極めて過重な負担となることから、「提出会社に係るものに限ることができる。」とのただし書について、今後削除することはしないでいただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
148	<p>連結会社の場合、複数の子会社間で、連結の代表値とは言い難い給与水準の開示が行われることで、不要な誤解を生じ、訴訟や子会社間の軋轢、不公平感を生むリスクがある。グループ全従業員への士気低下などの悪影響も懸念される。提案の開示は、有用性や目的が不明瞭なまま、現場に深刻な混乱をもたらす可能性が高く、実務上のリスクが非常に大きい。</p>	<p>提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社以外の会社である場合には、子会社の従業員の年間平均給与等の開示は必要ありません。</p> <p>他方、提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合には、連結子会社のうちの最大人員会社の状況の開示を行うことが、グループの従業員の状況の開示として有用かつ妥当であると考えています。</p>
149	<p>開示府令第七号様式が準用する第二号様式記載上の注意(58-2)において、「連結会社の従業員」から始まる一文の末尾の「(提出会社に係るものに限ることができる。)」と定められているが、この「限ることができる」は「内容の決定に関する方針」だけに適用され、「人材戦略」には適用されないと読める。</p> <p>外国会社の場合、連結対象会社が多数に上る可能性もあり、開示負担が膨大となることから、「人材戦略」についても、提出会社に限ることができる、としていただきたい。</p>	<p>開示府令第二号様式記載上の注意(58-2)aの「人材戦略」に関しては、同様式の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の項目に記載する「経営方針・経営戦略等」に関連付けて記載することになるところ、「経営方針・経営戦略等」が連結会社ベースで記載することとされていることも踏まえ、「人材戦略」についても連結会社ベースで記載することが適当と考えられます。ただし、これは、連結会社を構成する個々の会社ごとの「人材戦略」の記載が必要という趣旨ではありません。</p> <p>他方、同様式記載上の注意(58-2)bの「給与(賞与を含む。)その他の給付の額及び内容の決定に関する方針」については、提出会社が連結会社全体の方針についてまで関与しないことも考えられることや、かかる方針について記載を求めた場合の負担にも配慮し、「提出会社に係るものに限ることができる」こととしています。</p> <p>なお、「人材戦略」は、連結会社を構成する個々の会社ごとの記載が必要ということではなく、連結会社全体としての人材戦略を記載いただくこととなります。この点、「経営方針・経営戦</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
		略等」と同様です。
150	<p>従業員の給与等の決定に際し、ベンチマークとする比較対象企業群(ピアグループ)を設定しているケースや、何らかの方法で外部マーケットの給与水準を把握しているケースが想定される。</p> <p>また比較対象企業群等の中で、中央値以上の水準を目指すなどの具体的な方針を定めている会社が存在すると思われるため、第二号様式の注記などを通じて、一定のガイドを示すことを検討していただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、従業員給与等の額及び内容の決定に関する方針として具体的な指標等を定めている場合において、投資情報としての有用性が認められるときは、必要に応じて当該指標について追加的に注記することも考えられます。</p>
151	<p>政府の目指す方向性である、賃上げを含む人的資本投資の重要性については理解する。仮にこうした開示を求めるのであれば、本改正案における追加開示項目のそれぞれの考え方について以下について理解を深めたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「給与等の決定方針」について、どのような記載が求められるか明示いただきたい。例えば、春季労使交渉や給与委員会などでの議論や検討経緯、その結果等を記載することが考えられるのか、ご見解をお伺いしたい。 「平均給与の前年比増減」については、人員構成の変化による影響もあるため、原則は平均値としつつ、中央値をとることも容認されるとする考え方もあるが、その点のご見解をお伺いしたい。 「従業員数」という断片的な指標の上位1社(又は2社)の情報開示の意義について、理解を深めたい。例えば、多様なビジネスモデルを抱えるグループでは、少ない従業員数で連結損益の多くを占めている様な会社もある為、この様な企業を「主要なグループ会社」とする考え方もあるが、この点のご見解をお伺いしたい。 「最大人員会社の従業員」のカウント方法について、グループ内出向者の取扱いを明確にしていきたい。 	<p>今般、開示府令第二号様式に新設した「従業員の状況等」の項目の記載内容は、各企業の実態に即して記載する必要があります。</p> <p>その上で、一般には、同様式記載上の注意(58-2)aの給与等の額及び内容の決定に関する方針について、企業の方針として対外的に説明可能な内容を記載すれば足り、社内外における検討の経緯やその結果を逐一記載する必要はないと考えられます。</p> <p>同様式記載上の注意(58-3)bの従業員の平均年間給与の対前事業年度増減率については、当事業年度と前事業年度の平均年間給与の差額を前事業年度の平均年間給与で除する方法により算出する必要があります。その上で、投資情報として有益と考えられる場合には、年間給与の中央値とその対前事業年度増減率を注記することも否定されるものではありません。</p> <p>従業員数や平均年間給与等は基本的な人的資本情報であるとも考えられますので、これらの情報の開示が求められる「最大人員会社」については「従業員数」を基準として判定することが適当と考えています。</p> <p>「最大人員会社」の従業員数については、提出会社の従業員数のカウント方法の例によりカウントすれば足りります。実務上、提出会社からグループ会社への出向者はカウントせず、グループ会社から提出会社への出向者はカウントしている例が多いものと承知しています。</p>
152	<p>「人材戦略に関する基本方針等」において、給与(賞与を含む)その他の給付の額及び内容の決定に関する方針の開示に関して、「臨時従業員が果たす役割が重要である場合には、従業員に</p>	<p>事業の遂行上、臨時従業員の果たす役割が大きい業態もあるものと考えられ、そうした場合には、臨時従業員を含めた給与の額及び内容の決定方針を開示することが、投資判断にとつ</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	臨時従業員を含む」とする理由は何か。また、どのような臨時従業員を想定しているのかをご説明いただきたい。	て有用と考えられます。 また、「臨時従業員」という用語については、現行制度上も既に使用されている用語であり、考え方に変更はありません。
153	第二号様式の記載上の注意の(58-2)bの「連結会社の事業活動の特性上、臨時従業員が果たす役割が重要である場合」とは具体的にどのような場合を想定しているか。	
▼開示府令第二号様式記載上の注意(58-3)		
154	開示府令第七号様式が第二号様式を準用しているため、外国会社においても従業員給与の平均額、その前年比増減率等を新たに開示項目として追加することとされている。 第二号様式記載上の注意(58-3)bにおいて「連結会社(外国の会社を除く。)」とされている点(注 条文修正後は、(58-2)bにおいて連結子会社から外国会社を除く旨規定)について、外国会社における給与に関する情報(従業員給与の平均額など)を開示させることは本旨ではないとも読めるため、人的資本開示について、第七号様式において第二号様式を「準用」する際の趣旨を明確にする修正をしていただきたい。	開示府令第二号様式記載上の注意(58-3)bは、提出会社が子会社の経営管理を主たる業務とする会社である場合には、提出会社に加えて、外国の会社を除く連結子会社のうち最大人員会社等についての従業員の数、平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与及び平均年間給与の対前事業年度増減率の記載を求めるものです。 ご指摘を踏まえ、この点が明確になるよう修正しました。
155	従業員の平均年間給与の計算方法の定めがないため、実際に何が含まれるのかが明確ではなく、他社との比較も困難である。基本給、賞与・長期インセンティブ報酬以外に含まれている手当、法定福利費、法定外福利費等の説明があると企業間の比較に有益と考える。	貴重なご意見として承ります。 なお、従業員の平均年間給与の算出方法については、今般の改正の対象ではなく、従前どおり記載いただくこととなります。
156	給与、賞与、法定福利費及び退職後給付に係る費用を含めた人件費総額並びにその内訳を開示することは、企業が人的資本としての従業員にどの程度投資をしているのかを判断する材料になると考える。	
157	平均年間給与の開示に関して、平均年間給与額だけではなく、算出に使用している給与総額(分子)、その内訳、従業員数(分母)を開示した方がより企業の理解に有益と考える。	貴重なご意見として承ります。
158	平均年間給与だけの開示では、企業における給与の増減を適切に表現できない。例えば、新卒採用を大幅に拡大したり、給与水準の高い経験者採用を一時的に拡大した場合等、平均年間給与額が増減する。平均年間給与に加えて、(1)給与の中央値、(2)2年連続で在籍している同一の従	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>業員の前年比の増減率の中央値／平均値を示すことで、在籍する従業員が実際に昇給したかどうかは明確になる。これらの計算は容易であり、過度な負担を求めるものではない。</p>	
159	<p>従業員数に関して、企業によって定義が異なり、異なる算出方法を採用している可能性があることと認識しているところ、一企業内における過去の整合性確保だけでなく、企業間の比較のためには明確な定義が必要と考える。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。 なお、従業員数の算出方法については、今般の改正の対象ではなく、従前どおり記載することになります。</p>
160	<p>期中に従業員数が大きく変化する場合、簡潔にその旨開示することとなっているが、月次従業員数の平均値(毎月末従業員数の平均値)等の開示を併せて行うことにより、年間を通じて企業の業績に貢献してきた従業員数に関する情報を投資家に提供することができる。期末従業員数はあくまで一時点のスナップショットであり、当該会計年度において業績に貢献してきた従業員の総数とは異なる。生産性向上という大きな命題を数値で示す観点から、開示内容の充実を望む。</p>	
161	<p>提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合、(58-3)b(条文修正後の(58-3)dに相当)で定められる開示は提出会社を含まないという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。 ただし、提出会社自体の従業員数や平均年間給与については開示府令第二号様式記載上の注意(58-3)bにより開示が必要になりますので、その趣旨が明確になるよう、(58-3)bを修正しました。</p>
162	<p>提出会社のみを開示(子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社の場合)は最大人員会社)となっていますが、開示の充実という観点では、提出会社のみではなく、連結会社ベースでの開示が有益であると考えます。同時に地域別、事業セグメント別等の開示も有益と考えます。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。 なお、現行制度上も、連結ベースの従業員数については、セグメント情報と関連付けて記載することが求められております。</p>
163	<p>提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合、セグメント別に給与総額、従業員数を開示した方が有益と考えます。</p>	
164	<p>開示府令第二号様式記載上の注意(58-3)b(条文修正後の(58-3)dに相当)の「子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社」とは、提出会社の総資産に占める子会社の株式の比重が50%を超える会社をいうのか。</p>	<p>「子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社」という表現は、開示府令第二号様式記載上の注意(33)f、(58)gにおいて既に使用されており、実務上も機能しているものと理解しておりますが、提出会社の事業会社としての実態に即して実質的に判断することとなります。</p>
165	<p>親会社は必ず子会社の経営管理を行っているため、「主として」の解釈が各社に委ねられることにより比較可能性に欠ける開示実務となること</p>	<p>なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第4項第1号に規定する「持</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	懸念される。他に定義された「純粋持株会社」を対象とするなど、対象を明示してはどうか。	株会社」の要件を満たさない場合であっても、「子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社」に該当する可能性があるものと考えられます。
166	「提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社」は、主要な子会社についても提出会社と同一の内容を開示することとされているが、ここで示されている企業は、いわゆる純粋持株会社であることを明確化すべきである。	
167	<p>本改正案は、開示府令第二号様式記載上の注意(58-3)a(条文修正後の(58-3)bに相当)において、従業員の数、平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与(賞与を含む。)及び平均年間給与の対前事業年度増減率を記載することを求めている。加えて、同(58-3)b(条文修正後の(58-3)dに相当)において、提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合には、連結会社のうちで最も従業員数が多い会社における上述の情報を開示することを求めている。</p> <p>この点、連結会社のうちで、最も従業員数の多い会社は、外国会社を除くこととしているが、グローバルな事業活動を行う企業が増えている中では、海外における従業員数の方が多く存在しており、開示を内国法人に限ることは必ずしも適切ではない可能性がある。内国法人に限るとした理由を明らかにしていただきたい。</p>	従業員数の平均年間給与等の記載を内国法人に限ることとした理由は、国内と外国との物価の違い等を踏まえると、外国法人における平均年間給与等の開示を求めることは、内国法人である提出会社や国内の同業他社との平均年間給与等の比較において、必ずしも投資判断にとって有益な情報開示とはならない場合もあると考えられるためです。
168	<p>開示府令第二号様式記載上の注意(58-3)bにおいて、「最大人員会社」等について「aに規定する事項」を会社ごとに記載することとされている。</p> <p>この点、aには平均年齢や平均年間給与の記載のみならず、「従業員数をセグメント情報に関連付けて記載」することも含まれているが、bで要求している「aに規定する事項」が当該セグメント別の人員記載を含むか確認したい(注 条文修正後は、(58-3)dにおいて、bに規定する事項(提出会社の従業員数等)の記載を求めている。)</p>	セグメント別の従業員数については、開示府令第二号様式記載上の注意(58-3)aにおいて連結会社ベースの状況を記載することとされているため、最大人員会社については不要と考えています。明確化のため、同様式記載上の注意(58-3)の規定を修正しました。
169	<p>有価証券報告書の「従業員の状況」について、「最大人員会社」といった画一的な基準は、修正(基準の変更又は柔軟な運用の容認)をお願いしたい。</p> <p>理由は以下のとおり。</p> <p>1. 最大人員会社が必ずしもそのグループの収益や企業価値の中心にあるとは限らず、ステ</p>	従業員数や平均年間給与等は基本的な人的資本情報であるとも考えられますので、これらの情報の開示が求められる「最大人員会社」については「従業員数」を基準として判定することが適当と考えています。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>ークホルダー(株主、従業員等)にとり有用な情報とはならない。</p> <p>2. 企業(作成者)の自主的な判断による開示とすべきである。</p>	
170	<p>子会社の従業員給与の開示を行う場合における、「最大人員会社」といった画一的な基準による開示義務化には強く反対する。多くの企業にとって最大人員会社が、必ずしもグループの収益の中核や企業価値の源泉であるとは限らない(労働集約的な製造子会社と、高付加価値な開発会社の差異等)。画一的な基準で抽出された特定の会社の給与水準が、グループ全体を代表するかのような開示は、投資家にとっても作成者の従業員にとってもミスリーディングである。また、組織再編等により対象会社が頻繁に入れ替わる場合には、経年比較の有用性も損なわれる。投資家にとって真に有用な情報を開示するため、子会社の従業員給与の開示の必要性が高いかどうか、開示する場合の対象会社の選定等については、当局としての一定の原則・考え方を示した上で、最終的には企業の自主的な判断によるべき。</p>	
171	<p>最大人員会社や最大人員会社の次に従業員数が多い会社の決算末日が提出会社のもとは異なる場合、提出会社の決算日時点の情報を記載することになるのか、それとも当該最大人員会社や最大人員会社の次に従業員数が多い会社の決算日時点の情報を記載することになるのか確認したい。</p>	<p>開示負担の軽減の観点から、いずれかの方法に限定する意図はありませんので、各企業におけるデータ集計の容易さ等を勘案し、適切な方法により開示することが考えられます。</p> <p>なお、例えば、現行制度上、連結会社の従業員数をセグメント情報に関連付けて開示することが求められているところ、決算日が提出会社と異なる連結子会社の従業員数については、その子会社の決算日時点の数を合算している例もあると承知しております。</p>
172	<p>提出会社の連結子会社における最大人員会社を判定する場合の従業員数は、連結子会社の単体従業員数であって、連結子会社の連結従業員数ではないとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
173	<p>開示府令第二号様式記載上の注意(58-3)aの「最近日」とは具体的にいつを指すのか。有価証券届出書の提出日の属する事業年度の前事業年度(最近事業年度)の末日か。</p>	<p>「最近日」とは、開示府令第二号様式記載上の注意(27)のとおり、有価証券届出書提出日の最近日になります。</p>
174	<p>平均年間給与の増減のみでは企業の賃上げ状況を正しく反映できるとは限らず、生産性向上の実態が誤って伝わる可能性や既に開示されてい</p>	<p>従業員の平均年間給与の対前事業年度増減率は、給与等の額及び内容の決定方針がどのように平均年間給与に反映されているかを時系</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>る情報から算出可能であることを踏まえ、平均年間給与の対前事業年度増減率の開示を求める箇所は削除いただきたい。</p>	<p>列で確認する上で有用な情報であると考えています。</p> <p>なお、業績の影響等により、給与等の額及び内容の決定方針と実際の平均年間給与の推移とに差異が生じることも考えられますが、その場合には、必要に応じて、その旨を注記することも考えられます。</p>
175	<p>「従業員の平均給与の対前事業年度増減率」を開示する提案に反対する。平均給与の増減は、ベースアップ等の処遇改善以外にも、業績連動賞与の増減といった業績による要因、事業移管、M&Aなどによる人員構成の変化、若手社員の積極採用(平均値の押し下げ)、定年退職者の増減など、構造的な要因に強く影響を受ける。単なる増減率の数値のみでは、企業の賃上げ努力や人材競争力が正当に評価されないばかりか、構造変化と処遇改善が混同され投資家に誤解を与えるリスクが高い。また、企業は既に従業員の平均給与額及び従業員数を通常開示しており、平均給与額の増減率は利用者において算出可能であることから、追加で必須指標とする根拠も乏しい。</p>	<p>平均値であれば、従業員給与等の総額が比較的容易に算出できるというメリットがあるものと考えられます。</p> <p>ご指摘のように雇用形態の差異等により単純比較できないということであれば、平均年間給与を記載した上で、必要に応じて補足的な説明を追加することも否定されるものではありません。</p>
176	<p>平均給与に焦点を当てる理由や背景を明示いただきたい。単純比較では雇用形態の差異等により誤解を招く可能性があると考えられる。</p>	<p>「労働者」については、ご指摘のとおり、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令(平成27年厚生労働省令第162号)等、他の法令の用語を引用しているものになりますので、原案のままいたします。</p>
177	<p>開示府令第二号様式記載上の注意(58-3)を「従業員の状況」としつつ、「従業員」という用語と「労働者」という用語を使い分けているところ、後者は根拠法令上用いられた用語を使用しているものと思われるが、括弧書きにおいて定義をしている点に鑑み、本府令においては「従業員」に統一してもよいのではないか。</p>	<p>▼開示府令第二号様式記載上の注意(46)、(58-3)</p>
178	<p>従業員に対する株式インセンティブのうち、いわゆる株式交付信託かストックオプションについては、開示府令第二号様式記載上の注意(46)及び(58-3)により開示が義務付けられているが、従前から特定譲渡制限付株式などの他のスキームについては開示が義務付けられていない状況である。</p> <p>しかしながら、人的資本経営の浸透化及び今般の規制改革の趣旨を踏まえれば、従業員に対する株式インセンティブ全般について、その導入の</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	有無及び導入している場合はその概要を開示させるべきではないか。	
179	<p>ストックオプション制度及び役員・従業員株式所有制度については、「使用人等(その他の従業員)のみを対象」としたものに限り、従業員の状況に記載ないし参照の旨を記載することとされている。</p> <p>この点、従業員に関わる事項を一元化するための情報集約が本改正の目的であるとすれば、「役員・従業員」を共に含むストックオプション制度の存在が従業員の状況欄で判明しなければ有価証券報告書利用者の誤解を招くリスクがある。(58-3)e(注 条文修正後の(58-3)gに相当)側の記載は「使用人等(その他の従業員)のみを対象」とする制限を削除し、使用人等が含まれるものを広く参照する方が望ましいのではないか。</p>	<p>ストックオプションの付与の対象に役員が含まれる場合にその全体を「従業員の状況」の項目に記載することは適当ではなく、また、「役員の報酬等」に記載する事項と一部重複が生ずることも考えられるため、原案のようにしたものです。</p>
180	<p>一般的なリストラクテッド・ストックについては、「ストックオプション制度の内容」にも「役員・従業員株式所有制度の内容」にも記載が求められないと考えられることから、その考え方と同様に改正後の「従業員の状況」においても記載は求められていないという理解でよいか。</p>	<p>一般的なリストラクテッド・ストックについては、開示府令第二号様式の「従業員の状況」への記載は求められません。</p> <p>他方で、福利厚生等の目的で従業員に対して交付するものがあれば、その方針について、同様式記載上の注意(58-2)bに基づき開示することも考えられます。</p>
181	<p>第二号様式の記載上の注意(58-3)eでは、従業員株式所有制度やストック・オプション制度について記載することとされていますが、その他の従業員向けの株式報酬制度については記載することが必須ではないということによいか。</p>	
●総会前開示		
▼開示府令第三号様式記載上の注意(1)		
182	<p>開示府令第三号様式の記載上の注意(1)gの改正について、改正案では、有価証券報告書を株主総会前に提出する場合において、剰余金の配当に関する事項を定時株主総会又は有価証券報告書の提出後定時総会の直後までに開催される取締役会の決議事項とするときは、関連する箇所での記載が必要とされているが、改正後は剰余金の配当に関する事項以外は記載不要となるのか。</p> <p>また、これらの記載が不要となる場合、有価証券報告書の提出後に定時株主総会等において、これらの事項を決議した場合であっても、その訂正報告書の提出は不要との理解でよいか。</p>	<p>前段については、今般のパブリックコメントを受け、自己株式の取得に関する事項についても、剰余金の配当と同様の事項の開示を求めていることとしています(No196のコメントに対する「金融庁の考え方」参照)。</p> <p>後段については、ご理解のとおりです。</p>
183	<p>有価証券報告書を定時株主総会の前開示を行う場合で、その記載事項が定時株主総会又は</p>	<p>総会前開示を行う場合であって、有価証券報告書の記載事項が定時株主総会又はその直後</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>その直後に開催される取締役会の決議事項となっている際、当該決議事項等の概要の記載を原則不要とするとのことであるが、当該概要については、取締役会後、訂正報告書や臨時報告書は必要とせず、次年度の有価証券報告書での記載で足りるのか、明確にしたい。</p>	<p>に開催される取締役会の決議事項になっている場合、決議後にその概要について訂正報告書を提出する必要はありません。ただし、株主総会で決議された事項については、これまでと同様に臨時報告書(開示府令第19条第2項第9号の2)の提出が必要となります。</p>
184	<p>有価証券報告書において、総会前開示を行い、「役員の状況」に提出日現在の状況のみを記載した場合に、定時株主総会又はその直後に開催される取締役会で役員選任議案等の決議事項が可決され、役員の異動が生じた際には、半期報告書において「前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間において役員に異動があった場合」に該当し、役員の異動として記載しなければならないという理解でよいか。</p> <p>また、有価証券報告書において、任意で役員選任議案等の決議事項が可決される予定の役員一覧を開示した場合には、当該決議の可決は半期報告書で役員の異動として記載を要しないという理解でよいか確認したい。</p>	<p>総会前開示を行った場合において定時株主総会又はその直後に開催される取締役会を経て役員の異動が生じた場合の手続は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時報告書の提出(開示府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)、第9号の2(株主総会における決議)) ・ 半期報告書の「役員の状況」の開示 <p>なお、当該役員の異動について、総会前に開示する有価証券報告書に任意に記載した場合は、その者が予定通り選任された場合には、開示府令第19条第2項第9号に基づく臨時報告書の提出及び半期報告書の「役員の状況」の開示は不要と考えられます。</p>
185	<p>「役員の状況」に提出日現在の役員の状況のみを記載した有価証券報告書を定時株主総会前に提出した場合において、定時株主総会又はその直後に開催される取締役会で提出会社の代表取締役の異動について決議したとき、開示府令第19条第2項第9号の規定に基づく代表取締役の異動に係る臨時報告書を提出する必要があるのかを確認したい。</p> <p>開示負担を軽減し、株主総会前の有価証券報告書の開示を促進する趣旨については理解する一方、新たな開示負担の発生可能性があるため確認したい。</p>	
186	<p>現状、総会前開示の場合で総会直後の取締役会で代表取締役の選任が予定されている場合、異動に関する決議事項の概要を「役員の状況」に追記して、予定通りであれば、開示府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の臨時報告書は不要という扱いであるとされている。</p> <p>この点、今回の改正により、有価証券報告書には異動に関する決議事項の概要が記載されないことから、第9号(代表取締役の異動)の臨時報告書が必要になるという理解でよいか。</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
187	<p>総会前開示を行った次の半期報告書においては、財務会計基準機構の「半期報告書の作成要領」による総会前開示において決議事項を記載している場合、実際に否決・修正されなければ半期報告書で役員の異動として記載することは不要と考えられるとの記載を根拠に、役員の異動(役職の変更)を記載しないのが一般的な実務と理解している。</p> <p>この点、開示府令第四号の三様式における「役員の状況」は、同様式記載上の注意(17)aにより有価証券報告書提出日後、当中間会計期間において役員に異動があった場合に記載するとされているところ、今般の開示府令第三号様式記載上の注意(1)gの改正により役員に係る決議事項が記載されなくなることから、半期報告書で「役員の異動」(役職の変更)として開示することになるという理解でよいか。</p>	
188	<p>従前は有価証券報告書を株主総会前に開示した場合、コーポレート・ガバナンスの状況等を始めとする内容は、提出日時点の状況及び株主総会後の状況の両方を記載することとなっていたところ、本改正により剰余金の配当を除き提出日時点の状況のみの記載とすることが認められることとなるが、これにより投資家にとって会社の実態の把握が困難・不可能となると考える。</p> <p>少なくとも「役員の状況」等の基礎情報については、総会後の情報を適時に把握できるよう、何らかの形で一律の開示の確保を検討すべきである。有価証券報告書を株主総会前に開示する会社の負担を減らすことが目的なのであれば、「提出日時点の状況」ではなく「株主総会後の状況」の記載を義務とし、提出日時点での状況の記載を任意とすることが現実的だと考える。</p>	<p>開示府令第三号様式の「役員の状況」については、株主総会の決議事項が決議された場合に遅滞なく提出される臨時報告書によって確認することは可能と考えています(開示府令第19条第2項第9号の2)。また、任期満了により辞任する役員については、前期の有価証券報告書の「役員の状況」における任期の記載によって確認することが可能と考えています。</p>
189	<p>従来、開示府令第三号様式記載上の注意(1)gにより記載してきた提出日現在及び定時株主総会決議後の「取締役の状況」等は、提出日現在のもののみ記載するとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
190	<p>改正案では、剰余金の配当に関する事項を除き、株主総会又はその直後の取締役会で決議される事項の記載を、総会前提出の有価証券報告書では原則不要とする方向が示されている。</p> <p>実務上、この類型に該当する代表的な記載は、</p>	<p>今般の開示府令第三号様式記載上の注意(1)gの改正は、株主総会前の有価証券報告書の提出を促進するための施策の一つとして、株主総会決議が行われた場合に別途臨時報告書の提出が求められることも踏まえ、有価証券報告書</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>「取締役等の選任議案が可決された場合の、総会後の役員状況」に関する記載と認識している。</p> <p>そこで、下記3点につき、開示ガイドラインやQ&A等を通じて明確にしていきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 上記のような「総会後の役員状況」に関する記載が、本改正により省略可能となる典型例として想定されているとの認識でよいか。 2. 上記1以外に、今回の改正により記載省略を想定されている事項がある場合、その具体例を可能な範囲で示していきたい。 3. より現実的な観点として、実際に投資家が有価証券報告書を読み始めるのは、現状においては総会近傍の時期であり、内容をじっくり確認するのは総会後であることも少なくないと考えられる。そのようなタイミングで読まれる書類であるにもかかわらず、総会後の状況に関する記載をあえて省略することは、開示の後退と受け止められかねない面もある。このような事情から、企業としては、投資家から開示姿勢の後退と受け止められることのないよう十分に配慮しつつ、実務負担の軽減効果とのバランスも踏まえながら、本改正による記載省略の活用可否を慎重に検討する必要がある。については、企業向けのガイドライン整備にとどまらず、本改正の趣旨や記載省略を想定する具体的な場面について、投資家・市場に対しても明確な情報発信を行っていただきたい。 	<p>における開示事項を縮小しようとするものですが、ご指摘のように、今般の改正で開示が不要となる典型例としては、役員選任議案に係る事項が想定されます。</p> <p>ご懸念の点については貴重なご意見として承ります。</p>
191	<p>総会前開示を行う場合、有価証券報告書においては決議事項等の概要(剰余金の配当に関するものを除く。)の記載は原則不要という方針であることから、有価証券報告書に役員に関する決議事項の概要は記載しないことになると思われる。この点、当該決議事項に役員の異動が含まれている場合、その後に提出する半期報告書の「役員状況」では、総会における役員の異動の記載が必要になるということになるのか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
192	<p>開示府令第19条第2項第9号の3(株主総会における修正又は否決)の臨時報告書は、定時株主総会前に提出した有価証券報告書に記載した決議事項が修正又は否決された場合に提出が必要とされている。</p> <p>改正案では、企業の開示負担の軽減の観点から、総会前開示を行う場合、有価証券報告書にお</p>	<p>ご理解のとおり、臨時報告書(開示府令第19条第2項第9号の3)は、定時株主総会前に開示する有価証券報告書に記載した剰余金の配当(No196のコメントに対する「金融庁の考え方」のとおり、今般のパブリックコメントを受け、自己株式の取得に関する事項も追加)が定時株主総会において修正され、又は否決された場合に提出</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>いては決議事項等の概要(剰余金の配当に関するものを除く。)の記載は原則不要という方針であることから、剰余金の配当に関する決議事項が修正又は否決された場合のみ、同号の臨時報告書を提出する場合に該当するという理解でよいか。それ以外、特に、有価証券報告書に役員 の状況に関する決議事項は記載していない場合には、決議によって役員 の状況に修正又は否決があっても、同号の臨時報告書は不要という理解でよいかを確認したい。</p>	<p>が必要となります。なお、定時株主総会で決議 予定の事項を有価証券報告書に任意に記載した 場合であっても、当該事項が定時株主総会で 修正又は否決されたときは、同号による臨時報 告書の提出が必要となります。</p>
193	<p>開示府令第三号様式記載上の注意(1)gの含意 は、総会前開示を行う場合であって、有価証券報 告書の記載事項等が定時株主総会又はその直後 に開催される取締役会の決議事項となっていると きにおける当該決議事項等の概要の記載につい て、剰余金の配当を除いてこれを不要とするもの であると思われるが、「この報告書を当該事業年 度に係る定時株主総会前に提出する場合であつ て、会社法第453条に規定する剰余金の配当 ((34)b及びcにおいて「剰余金の配当」という。)に 関する事項が当該定時株主総会又はこの報告書 の提出日後当該定時株主総会までの間若しくは 当該定時株主総会の直後に開催が予定される取 締役会の決議事項になっているときは、関連する 箇所において、その旨及びその概要を記載するこ と」として、上記含意をいわば裏側から規定してい るため、非常に読みにくい構造になっているよう と思われる。そこで、端的に、総会前開示を行う場 合には剰余金の配当を除いて当該決議事項等の 概要を記載しなくてよいと規定できないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、改正の趣旨が明らかとなる よう規定を修正しました。</p>
194	<p>改正案の開示府令第三号様式の記載上の注意 (1)gの文言からは、直ちに決定事項等の概要記載 の省略が認められるようには読めないが、剰余金 の配当に関する事項に限定して記載が求められる ようになったとの理解でよいか。</p>	
195	<p>開示府令第三号様式記載上の注意(1)gについ て、貴庁より示された改正案では、貴庁HP記載の 有価証券報告書の総会前開示を行う場合の総会 又はその直後の取締役会の決議事項等の開示を 原則不要とするとの趣旨が読み取りづらいことか ら、下記< >内の記載を追加していただきたい。 g <有価証券報告書において、定時株主総会</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>前に開示を行う場合であって、有価証券報告書の記載事項等が定時株主総会又はその直後に開催される取締役会の決議事項となっているときにおける当該決議事項等の概要の記載を原則不要とする。ただし、>会社法第453条に規定する剰余金の配当((34)b及びcにおいて「剰余金の配当」という。)に関する事項が当該定時株主総会又はこの報告書の提出日後当該定時株主総会までの間若しくは当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項になっているときは、関連する箇所において、その旨及びその概要を記載すること。</p>	
196	<p>この改正案において、剰余金の配当に限定している理由は何か。株主還元という点では、自己株式取得についてはどうなのか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、自己株式の取得についても剰余金の配当と同様の事項が開示されるよう、規定を修正しました。</p>
▼開示府令第四号の三様式記載上の注意(15)、(16)		
197	<p>本改正趣旨・適用イメージについては、例えば、「事業年度の末日が3月31日、中間会計期間の末日が9月30日の会社が、中間配当の基準日を10月15日と定めている場合には、半期報告書の「大株主の状況」及び「議決権の状況」について、9月30日現在の情報に代えて、10月15日現在の情報を記載することができる。」という理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
198	<p>本改正が主として「中間会計期間末日と中間配当基準日がずれる会社」のニーズに応えるものと理解しておりますが、実務上、そのような会社がどの程度存在し、どのようなニーズを前提として制度設計を行われたのかといった改正の背景について、可能な範囲で示していただきたい。</p>	<p>3月31日を事業年度の末日とする会社であれば、同日を定時株主総会における議決権行使に係る基準日及び剰余金配当の基準日とし、9月30日を中間配当の基準日とする例が認められます。</p> <p>この点、株主総会前の有価証券報告書の開示を進めるに当たっては、議決権行使に係る基準日を後倒しした上で、株主総会開催日を後倒しすることが有効な方策であると考えられますが、その場合、併せて、剰余金配当の基準日や中間配当の基準日の後倒しも企図する会社が存在することも考えられます。</p> <p>有価証券報告書における「大株主の状況」については、既に議決権行使に係る基準日時点で記載することが可能とされているところですが、今般の改正は、半期報告書における「大株主の状況」について中間配当に係る基準日時点で記載することを可能とするものです。</p>
▼早期適用		

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
199	<p>開示府令第三号様式記載上の注意(1)gは、2026年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用を予定しているが、例えば、2025年12月決算の会社が当該改府令を早期適用することが可能か確認したい。</p>	<p>改正附則において、施行日以後に提出する有価証券報告書について、早期適用が可能である旨を規定しています。</p>
200	<p>総会前開示への対応の改正内容に賛成するが、会社の開示負担軽減を理由とする改正であれば、施行後直ちに負担を軽減できるようにするのが望ましいため、施行日以後に提出される有価証券報告書等について適用できるようにすべき。</p>	
▼その他		
201	<p>開示負担の軽減に取り組まれていること自体については、上場企業の担当者としてありがたく受け止めている。</p> <p>他方で、現状の「2法2書類2監査」(金融商品取引法と会社法／有価証券報告書と招集通知・事業報告等／金商法監査と会社法監査)の枠組みは、大きな事務負担・コスト要因となっていると考えている。</p> <p>引き続き、関係省庁ともご連携のうえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金商法、会社法、更には取引所規則をも踏まえた合理化や役割分担の明確化 ・ 有価証券報告書と他の開示書類の記載項目の統合・一本化 ・ 重複する監査・レビューの縮減 <p>といった、より抜本的な合理化・簡素化の議論と課題解決のための環境整備を、検討課題として位置付けていただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
202	<p>有価証券報告書における「コーポレート・ガバナンスの状況等」においては、記載対象期間や時点が明示されていない項目が多数存在し、開示負担の軽減効果が十分に得られないため、基本的に当事業年度又は当事業年度末日現在の状況を記載するように統一し、明示すべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
203	<p>有価証券報告書の「総会前開示への対応」について、削除ないし修正をお願いしたい。</p> <p>理由は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 極めて形式的な総会前開示の対応により、「事業年度末」と、「株主総会決議後・取締役会決議後」の情報を併記するという事務手間が発生したため、後者の情報を不要とすること自体は企業側の事務手間の観点においては良 	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>いが、事務手間の削減幅はわずかである。さらに、これまで掲載されていたはずの総会決議後・取締役会決議後の最新情報が掲載されなくなることを踏まえると、益々有価証券報告書の開示書類としての有用性を低下させることにつながるのではないか。</p> <p>※ 最新の情報は、総会後に順次開示されるコーポレートガバナンス報告書、統合報告書等の任意開示される書類の更新に頼らざるを得ない。</p> <p>2. 大幅な開示項目削減が図られない限り、有価証券報告書の総会前開示は現状の数営業日が限度であり、それ以上前の開示は非現実的である。数営業日の形式的な開示前倒しが投資家にとって本当に有用なのかどうか疑問が残る。「有価証券報告書の総会前開示」を目的化するのではなく、投資家がどのような情報を真に必要としているのかを明らかにしたうえで、情報提供の在り方を議論すべきと考える。</p>	
●その他の改正事項		
204	<p>開示府令第二号様式表紙の「(所在地)」について、改正後文案では改正前に比べて記載位置が左側に寄っているが、これは誤植(改正による変更はない)という理解でよいか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正しました。</p>
205	<p>開示府令第二号様式の表紙の縦覧に供する場所の所在地の位置が改正前と改正後で違うが、何か意味があるのか。</p>	
206	<p>「持分変動計算書」の項目が新たに加えられているが、従来は、IFRS特有の項目ということからか、様式上の項目には掲載されていなかったものと考えられる。</p> <p>今回、項目追加案が示されているものの、従来の実務から特段の変更が意図されているものではないという理解でよいか。</p> <p>なお、念のため新規に様式上の項目に追加することになった理由等があれば教えていただきたい。</p>	<p>「持分変動計算書」については、IFRSの任意適用会社について、従来から記載が求められていましたが、様式本体に項目名が規定されていませんでしたので、今般手当するものです。</p>
207	<p>開示ガイドライン5-19について、「(36)b及びcに規定する…」とあるが、(36)aについて規定しない理由があるのか。</p>	<p>第二号様式記載上の注意(36)aについては、従来から開示ガイドライン5-19には規定されておりません。今回の改正においても、この点について変更するものではありません。</p>
208	<p>新リース会計基準適用後は、「主要な設備」で</p>	<p>使用権資産としてオンバランスされているとし</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>は、基本的にはオンバランスされた使用権資産を記載することになると思われることから、当該改正ガイドライン5-19を特段設ける必要がないように思われるが、規定する理由があれば教えていただきたい。使用権資産以外の少額リースや短期リース等のオフバランスされる資産の記載がなされることもあることを想定しているのか。</p>	<p>ても、契約形態は賃貸借契約であることが想定されることから、「主要な設備の状況」における開示対象として、「使用権資産」が含まれることを明確にするものになります。</p>
209	<p>改正開示ガイドライン5-19の適用時期を明確にした方がよいのではないかと。経過措置を設けないのであれば、「リース資産又は使用権資産」とした方がよいのではないかと。それとも新リース会計基準の適用時期によって、企業側で「リース資産」と「使用権資産」を読み分ける必要があるのか。</p>	<p>企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」(2024年9月13日公表)により、早期適用を行わない提出会社においては、従前のおり「リース資産」として計上されることとなりますので、ご指摘のおり修正しました。</p>
210	<p>各報告書・届出書の様式には、法人の場合、法人番号の記載を行わせる欄を追加した方がよいのではないかと考える。 (行政機関における能率の向上及び各種書類に関する検索性の向上、また、法人番号の利活用が推進されていく事によって、市井における詐欺等の事態が幾分か防げていくようになると思われる。)</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>